

3 日目 (12月6日)

第4回福生市議会定例会会議録（第19号）

平成19年12月6日福生市議会議場に第4回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	清水 義朋君	2 番	末次 和夫君	3 番	杉山 行男君
4 番	乙津 豊彦君	5 番	堀 雄一朗君	6 番	原田 剛君
7 番	加藤 育男君	8 番	串田 金八君	9 番	田村 昌巳君
10 番	増田 俊一君	11 番	奥富 喜一君	12 番	阿南 育子君
13 番	羽場 茂君	14 番	青海 俊伯君	15 番	大野 聰君
16 番	高橋 章夫君	17 番	原島 貞夫君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	副 市 長	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総務部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	子 ど も 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	清水喜久夫君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	藤田 充君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐員	大迫 曄子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第4回福生市議会定例会議事日程（3日目）

開議日時 12月6日（木）午前10時

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第76号 福生市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第77号 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する
条例
- 日程第4 議案第78号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第79号 福生市役所庁舎駐車場条例
- 日程第6 議案第80号 東京都水道事業の事務の受託の廃止及び福生市公共下水道
使用料徴収事務の委託について
- 日程第7 議案第81号 平成19年度福生市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第82号 平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第83号 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第84号 防災行政無線施設改良工事請負契約について
- 日程第11 陳情第19－7号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書提出に関
する陳情書
- 日程第12 陳情第19－8号 「非核日本宣言」を日本政府に求める意見書提出に関する
陳情書
- 日程第13 陳情第19－9号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書提出に関す
る陳情書

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成19年第4回福生市議会定例会3日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等につきましては、昨日と同じ順序で編成をさせていただいております。

以上のとおり、議会運営委員会としては決定いたしましたので、よろしくお願いをいたします。以上、御報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

日程第1、2日目に引き続き一般質問を行います。

まず、2番末次和夫君。

（2番 末次和夫君質問席着席）

○2番（末次和夫君） おはようございます。それでは、通告に基づきまして一般質問をいたします。項目は2項目でございます。

1項目目は財政健全化の視点から人件費についてお伺いいたします。私も議員になる前には、福生市は財政状況の厳しいまちだということぐらいは承知しておりましたが、議員になりまして決算書等の資料、また、東京都26市の財政力指数のデータ等を見まして、残念ながら、福生市は財政基盤の脆弱なまちだと再認識いたしました。歳入面では基盤をなすべき市税収入が極めて少なく、歳出面では扶助費、民生費、教育費の増加、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計への繰出金などの増加、一部事務組合負担金の増加、そして、市税や国民健康保険税等の収納率の低さ等が大きな要因かと思われます。

また、今後、地方分権の一環として三位一体の改革が進行しますと、より一層厳しい状況になると予想されます。財政健全化は言葉としましては簡単で単純と言いますか、歳入がふえて、歳出が減れば健全化するわけですが、現実には難しいものだとは承知しております。そこで、第1点目の質問としましては、昨日、小野沢議員も質問しましたが、当面の歳入増の見通しについてお聞きしたいと思います。

2点目としましては、適正な職員数についてお尋ねいたします。第4次行革大綱の中で、職員数については事務事業の委託化、電算化、再任用職員や嘱託職員の採用な

どにより、平成22年度には定年退職者数と職員採用予定数の抑え込みによる自然減により、395名以内になる予定とのことですが、行革大綱の中に書いてある普通会計ベース190億円、これは一時的な大規模事業を除くということですが、この適正規模で現在の人口を前提として、そして、さらに現在の財政状況を勘案した場合の本来あるべき福生市の職員数という数値目標がありましたら、教えていただきたいと思います。

3点目としましては、嘱託職員、再任用職員についてでございます。嘱託職員の総人件費も18年度は1億6000万円以上にのぼり、再任用職員も団塊の世代を筆頭に今後多数の定年退職者を迎えることとなります。また、共済年金満額受給の関係で、再任用職員数も平成26年ごろには多分40名以上になると予想されます。そこで、嘱託職員、再任用職員の採用の基準と、今後5年ぐらいの採用予定人数、職務内容、給与形態、勤務内容をお聞きしたいと思います。

4点目としましては、超過勤務手当についてでございます。超過勤務手当と言いますと思い出しますが、10数年前に起きた阪神・淡路大震災のときに宝塚市の職員の人々が、多分これは神戸市の職員の人にもいると思いますが、超過勤務時間が年間千何百時間になり、600万円以上を超える超過勤務手当を受け取ったということを新聞で読んだ記憶がございます。確かに仕事ではありますが、多くの被災者は大変苦しい状況にあり、また一方では、ボランティアの人たちは無報酬で困った人たちのために汗水流して支援していることを思いますと、法律、条例の規定とは言え、納得できない、割り切れない気持ちになったのを今でも覚えております。

また最近では、北海道の北見市で6月、7月に断水騒ぎがあり、担当職員の人為的ミスの可能性もある事故とのことですが、その対応のために超過勤務手当の総額が8400万円以上になったと、そして月100万円を超える超過勤務手当を受け取った職員も3名ほどいるというようなことでございます。阪神・淡路大震災のとき同様に、市民感情としては到底納得できるものではございません。幸い福生市では大きな自然災害や北見市のような事故もなく、超過勤務手当の年間総額も平成14年度以降、行政努力により毎年減少しております。しかし、毎年超過勤務時間の多い課、係は大体決まっているようでございます。そこで、もう一工夫して超過勤務時間の一層の削減ができないものか、今後その削減計画、数値目標がありましたら、内容をお聞かせいただきたいと思います。

そして、5番目としましては人件費総額の数値目標の有無についてでございます。人件費総額と言いますと、通常職員の人件費、嘱託職員、再任用職員、再雇用職員、パートタイマーの人件費の総額で計算されていると思いますが、厳密には事務事業の委託費と、委託前の職員人件費のほかの経費の差額を差し引いた金額が、正確な人件費総額になるかと思いますが、このような考え方で人件費総額の数値目標がありましたら、教えていただきたいと思います。

続きまして、2項目目としましては、ごみ収集車の活用について質問いたします。

1点目としましては、ひとり暮らしの見守り活動についてでございます。これは孤独死等を防ぐという意味合いもございますが、以前、あるまちでごみ収集車の作業員の

方が、何日もごみを出さないひとり暮らしの人がいるので心配になってポストを確認したところ、新聞や郵便物がたまっており、もしやと思い市の担当者に連絡し調べてもらったところ、部屋の中で倒れていたとのことでございます。幸い発見が早かったため一命は取りとめたという話をお聞きしましたが、福生市ではごみ収集車が週5日、同じ場所を収集循環しておりますので、1戸建ての御家庭の様子はある程度わかっていと思います。隣近所の人や民生委員の人たち同様ごみ収集作業員の人たちにも、今まで行っている環境防犯パトロール同様、ひとり暮らしや地域の見守りも本来の業務プラスアルファとして兼ねてもらえればと思いますが、先ほど述べましたような、何か不審に思ったときに収集作業員が市の担当者に通報する体制ができているのか、また市として、正式な形で収集委託業者に依頼しているのかお尋ねいたします。

2点目としましては、小・中学生の登下校時に、ごみ収集車による小・中学生の見守り等の呼びかけの放送についてでございます。東大和市では、ことし2月22日から小・中学生の登下校時間にごみ収集車13台にスピーカーを設置し、登校時間帯の午前8時から8時半まで、下校時間直前の午後1時から3時まで、小・中学生の見守りの呼びかけ放送を行っております。福生市の場合は、スピーカー設置はしてあり、適宜な放送はしておりますが、小・中学生の見守り放送はしておりません。今の時代、いっどこで何が起きても不思議ではありません。福生市の場合スピーカーは設置してあり、放送も流しておりますので、その中に見守りの放送を入れることは可能かと思われます。また、可能な場合、見守りの放送を小・中学生みずからの声で流せばより効果的だと思いますが、市のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上をもちまして1回目の質問を終わります。御答弁、よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長（野澤久人君） おはようございます。末次議員さんの御質問にお答えをしてみたいです。

初めに、財政健全化の視点から人件費についてですが、現時点で、平成20年度の市税収入見通しということになりますと、景気の動向に大変不透明な部分もございます。また、国では景気回復の基調が変わらないという判断をしているようですし、各種減税策が出てくるといったようなことも、今、国の方では出されておりますので、市の税収入への影響というものは期待ができませんで、全体としての増収は見込めないというふうに思っております。

また、国や東京都の支出金につきましても平成19年度と同様に、全体としての歳出抑制基調ということになっておりまして、その中での減少傾向というのが見込まれているということでございますし、国の地方交付税につきましては既に総務省で対前年度比4.2%減という要求になっているようでございます。そんなこともございまして、歳入につきましては全体的な見込み数値はまだ出しておりませんが、市の今後の歳入見通しは、全体として非常に厳しいものになるだろうという予測の中で進めていかなくてはならないと思っております。

次に、適正な職員数ということでございます。平成18年度から21年度を目標期間とする第4次行政改革大綱では、経常収支比率91.3%以下にすること、それか

ら臨時的な、特例的な大きな事業を除きまして財政規模を190億円とすること、また、一部事務組合等への派遣職員を除いた組織配置職員数を395人以内とすることを目標数値としております。平成19年4月1日現在での組織配置職員数は396人となっておりまして、目標達成に向けて順調に進んでいるところでございます。また、ここ数年、かなりの数を減らしてきております。なお、この数値はあくまでも現行の体制での想定数値ですので、絶えず行政が担うべき役割等を精査しながら、適正な職員数にしていく過程での目標数値として御理解をいただきたいと思います。

将来的には、指定管理者制度など民間活力の導入が進み、また、職員の意識改革、資質の向上を図りながら企画・立案業務へ特化していくなど、職員がみずから対応すべき業務も精査されますので、必要職員はさらに減少していくだろうというふうに予測をしております。分権型社会での自立を目指しまして、また、新しい公共や市民要望に適切に対応するために市民と行政の役割分担を明確化し、協働の推進の中で適正な職員数というものが出てくるというふうに考えております。

なお、経常収支の関係のことについて若干お話を申し上げますと、義務的経費という形になっております人件費、扶助費、公債費、いわゆる経常収支というのはいつでも入ってくる、いつでも一定の形で入ってくるお金が、そういうものにどのくらい使われたかということを見る数字でありますけれども、臨時的に入ってくる数字、補助金などはそこには入れないわけではありますが、そうしますと、福生の場合、人件費と公債費については今のところいい数字であります。ただ、扶助費が福生の場合非常に高い額になっているということでございまして、そのところが福生の場合の経常収支が、今26市中上から2番目というそういうところにあるわけですが、そんなことがございますので、何としても91.3%に向けての経常収支比率を引き下げていかななくてはならないと、こういう課題があるということでございます。

それから、次に嘱託員、再任用職員の今後の採用の考え方ということでございますが、業務内容を精査した適正な職員数を基本に、働く意欲と能力を有する定年職員の再任用制度や、一般公募による嘱託員制度の活用を図りつつ採用を考えてまいります。なお、嘱託員や再任用職員の数値的な部分の御質問については、担当部長から答弁をいたします。

次に、超過勤務手当についてですが、数年にわたり減少しまして、平成18年度では市全体で4万2778時間、手当総額は1億215万7000円となっておりまして、前年と比較して1819時間、846万2000円の減ということになっております。超過勤務手当の削減計画や数値目標というのは、特に掲げておりませんけれども、今後も週休日に勤務した場合の振替休日の取得、あるいは定時退庁日の徹底等引き続き縮減に向けた対策を推進してまいります。

なお、超過勤務手当は所属課、係によってさまざまございまして、年間を通じてある時期に集中して超過勤務となるケースがほとんどでございます。正規職員の業務の集中する時期に限って異動させるということもなかなか定員管理や人事管理上、不可能でございますが、繁忙期だとか、相互の協力体制によりまして他の係の業務と一緒にやるというようなことだとか、あるいは嘱託員等臨時職員の雇用で集中的に業務

を行っていくといったようなこともやっております、このようなことも超過勤務手当の減少につながってきているというふうに思っております。

次に、人件費総額の数値目標は特に定めておりませんが、この人件費総額の基礎となる個々の職員の人件費につきましては、福生の場合、都に準拠した給与制度に基づいて支給しております。その他の嘱託員等の人件費は条例や規程に基づき支給をしております。人員はそれぞれの部署に適正な職員数を配置し、あわせて臨時職員数も必要最小限の配置をしているところでございます。この結果、過去数年のパートタイマー等嘱託員も含めた総人件費は、主に職員数の減により減少はしております。この総人件費減少の傾向は必要職員数の減少により、今後も引き続き減少していくというふうに思っております。また、そうしなくてはならないと思います。

次に、ごみ収集車の関係、活用についての1点目、ひとり暮らしの見守り活動についてですが、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯等の安否の確認についてはさまざまな方法で、生活の異常事態を確認する方法がありますけれども、週5日の収集車による回収は各家庭を回っておりますので、今でも不在等でごみが出ない場合など収集作業員が気がつく場合があります、担当に連絡があることもございます。収集作業員は、ごみの収集を通じてひとり暮らしの見守りも現に行っておりますので、委託業者とも十分話し合いを持って、あいさつの励行をより心がけるといったようなことしながら、ひとり暮らしの見守りの一翼を担っている意識を一人一人がより強く持っていただけるようにしていきたいと、こんなふうに思っております。

2点目の収集車からの生徒みずからの声による見守りの呼びかけですが、東大和市では本年2月から、防犯協会の働きかけに市、清掃業者が協力し、ごみ収集車に環境・防犯パトロールのステッカーと音声で防犯の呼びかけを流しているようでございます。

福生市でも、平成17年7月に市とごみ収集業者との間に協定が結ばれ、「地域安全パトロール」というマグネットシールを全収集車がつけております。また、市内での安全・安心に関する情報や危険箇所等を発見した場合、市に連絡していただけるようになっております。

御質問の市民の方への見守り活動のお願いを、生徒みずからの音声により流すことについては、現在は本来の仕事でございましてごみの出し方や減量への協力をお願いしております、防犯の音声だけを流すということはしてはおりませんが、今までも選挙のときなどに臨時テープを流していますので、実施することは可能だというふうに思います。生徒みずからの声によるという呼びかけということでございまして、この辺につきましては教育委員会等とも調整をしながら考えていきたいと、こんなふうに思っております。

以上で、末次議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○総務部長（田辺恒久君） 市長の補足答弁となっております嘱託員、再任用職員の数値的な部分の御質問にお答えいたします。

初めに、嘱託員についてそれぞれの項目ごとに答弁をいたします。採用人数は平成15年度59人、16年度85人、17年度91人、18年度104人、19年度80人となっております。

採用基準は一般公募とし、面接による選考試験を行っております。業務内容は嘱託員の種類によって異なりますが、必要とする資格や経験、能力を発揮するような専門的な業務や、一般事務系の嘱託員などさまざまでございます。

報酬は、「福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、一般的な事務系嘱託員で時間当たり930円となっております。勤務内容は原則1日8時間、月128時間以内となっております。

続きまして、再任用職員についてでございますが、採用人員は平成15年度2人、16年度1人、17年度3人、18年度6人、19年度8人となっております。採用基準は定年退職者とし、勤務実績が良好で、働く意欲と長年培った経験や能力を発揮できる職員としております。業務内容は指揮監督を除き在職中の経験や能力、知識を十分発揮できる業務としております。給与は「福生市一般職の職員の給与に関する条例」に基づき、勤務時間に応じて支給をいたします。勤務内容は、原則1日8時間、週4日で、月128時間となっております。

今後の採用数につきましては、適正な職員数に基づき嘱託員、再任用職員ともその時点の状況を見極めつつ、効率的な事務を遂行させるための採用数を決定していきたいと考えております。以上、補足答弁とさせていただきます。

○2番（末次和夫君） 御答弁、ありがとうございました。それでは2回目の質問並びに要望をしたいと思います。

1項目目、財政健全化の視点から人件費についての再質問をさせていただきます。まず一点目は、再任用職員について質問をいたします。年金制度改変により、共済年金、厚生年金の満額受給の年齢が引き上げられ、例えば今年度定年退職する昭和22年生まれの方は、これは私もそうですが、64歳で満額受給になり、昭和24年4月2日以降生まれの人たちは65歳からになります。民間の嘱託同様、満額受給までのつなぎとして、また定年延長的な意味合いで、今後、再任用職員希望者の大幅な増加が予想されます。

先ほどの御答弁で勤務実績が優良で、働く意欲と経験、能力を発揮できる職員を採用することでしたが、私も今まで培った経験、知識、能力を十分生かしてもらえればと思っております。そして、再任用職員により職員数減の補完として人件費の削減に寄与していただければ、再任用制度は批判されることなくしっかり定着していくと思います。そのためには、受け皿として新しい業務をつくるのではなく、これまでの経験、知識を生かした既存の業務に携わることがいいと思いますが、再度確認の意味で業務内容についてお聞きいたします。

2点目としましては、超過勤務手当について質問いたします。行政努力により、毎年、超過勤務手当総額が減少していることは先ほど述べましたが、毎年、超過勤務時間の多い課、係は大体決まっているということでございます。より一層の超過勤務手当削減のために、例えばある係が超過勤務の多くなる時期には同じ部、課の職員が協力しあって、超過勤務時間を減らすために一緒に協力して手分けして仕事をやるというような方法、また、再任用職員の経験者にその時期だけ手伝ってもらおうというような一時的な配置転換ができないか、お尋ねいたします。

3 点目としましては、人件費総額の数値目標について再質問いたします。野澤市長の答弁で、数値目標はないということでした。職員数の数値目標は確かに人件費削減の大きな要素であり、象徴的な数字ではありますが、実態としての正確な数値をあらわしておりません。先ほど述べましたように職員、再任用職員、嘱託職員、再雇用職員、パートタイマーの人件費の総額から、指定管理者制度を初めとする事務委託事業の委託費と、委託前の職員ほか経費を含めた人件費の差額をマイナスした人件費総額の考え方で、しかも現在の厳しい財政状況を勘案した目標数値の設定というような考え方ができないものか。

例えば、平成 19 年度の人件費予算総額は約 41 億円ですが、現在の福生市の財政状況をかんがみ、また一般会計規模 190 億円を前提として適正人件費総額を、例えば 35 億円を目標数値とした場合に、そのためには職員数、再任用職員数、嘱託職員数等をどれぐらいの人数配分にすればいいか。そして、事務事業の委託で目指す差額数値にするためには、事務事業委託をどの程度の規模で行えばいいかといった逆発想の考え方で、数値目標の設定を今後取り入れる考えはないかお聞きしたいと思います。

続きまして、2 項目目、ごみ収集車の活用については要望ということにいたします。

1 点目、ひとり暮らしの見守り活動については、先ほどの答弁で収集作業員の人たちも見守りに対する意識を十分持っているようでございます。書面なり、正式な形で委託業者に要望すれば、より責任と自覚が高まると思いますので、業者への正式な要望をお願いしたいと思います。

2 点目の小・中学生の登下校時に、ごみ収集車による見守りの呼びかけ放送につきましても、ひとり暮らしの見守り同様、費用も少額で難しい要望ではないとは思っております。教育委員会と調整していただき、ぜひ実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

以上、2 回目の質問並びに要望をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○総務部長（田辺恒久君） 再質問にお答えいたします。再任用職員の経験、能力の活用につきましては、退職する職員の意欲と能力を最大限発揮できるよう、その職員の実務経験で得た専門的分野、あるいは職員として共通する分野では日ごろの勤務や、さまざまな研修等を受講する中で得た問題解決能力、折衝能力、接遇などを考慮して活用を図り、あわせて人件費の削減に、結びつきを、さらなる能力開発を目指していきたいと考えております。

また、再任用職員を一つの部署に配置するのではなく、1 年を通じて繁忙部署等へ柔軟に配置することに関しましては、今後研究・検討させていただきたいと存じます。

それと、ワークシェアリング導入による超過勤務手当削減につきましては、雇用の確保を図る目的で労働時間の短縮、均等化、残業の削減などによって、総量の決まった仕事を多くの人で分かち合うワークシェアリング制度としての導入は大変難しいものと考えていますが、再任用制度の効果的活用や、超過勤務手当削減の方法の一つとして取り入れることは可能と考えられます。

それと、人件費の数値目標、費用を数値目標として、それから割り出して職員数の削減目標を掲げるということにつきましては、そういう形で今までやってきていない

のですが、これについても研究させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（末次和夫君） それでは、3回目でございますので、財政健全化の視点から人件費についての要望をさせていただきます。

先ほど、また昨日の市長答弁で、個人消費等が伸び悩んでいるため税の増収は当面望めないというような市長の御答弁でございました。歳入がふえないのであれば、財政健全化のためには歳出を抑制する以外にはありません。基本的には歳出のすべての項目を見直さなければいけませんが、今回は歳出の約20%近くを占める人件費を取り上げさせていただきました。

また、今回取り上げませんでした職員給与は、17年度データでは東京都26市中ラスパイレス指数は102で、4番目の上位に位置しております。給与が他市より高ければよりよい人材が集まり、また給与に見合った効率的な中身の濃い仕事をしていただけたらと思っております。また、当面は人事評価指数の導入による成果に期待したいと思っております。

また、再任用職員につきましては40年前後、皆さん一生懸命に働いてきたわけですから、少しはのんびり、気楽に働かせてくれといった気持ちになりがちかと思いますが、もう一踏ん張りしていただきまして、福生市の財政健全化の一翼を担うのだといったような気概で、ぜひ頑張ってくださいと思います。

また、超過勤務につきましても、再任用職員の業務内容同様、私は現場のことは何も知りませんので、勝手なことを言ってしまうかもしれませんが、一時的な配置転換で削減ができないものかと思っております。人件費総額の数値目標につきましては、職員の数値目標も大切ですが、正確な金額としての数値を押さえなければ、しっかりとした削減計画は立てられないと思います。今後、ぜひ検討していただきたいと思っています。

いろいろ細かいことを話しましたが、財政健全化のために何よりも大事なことは、市民、私たち議員、そして特に職員全員が真に協働社会を目指す一員としての意識改革ができるかにかかっていると思っております。今後とも野澤市長、理事者の皆さんの一層の御努力をお願いしまして、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、12番阿南育子君。

（12番 阿南育子君質問席着席）

○12番（阿南育子君） よろしくお願ひいたします。それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。私からは大きくは5点、質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

最初の1点目、子どもたちの居場所づくりについてです。子どもたち同士のかかわり、子どもと大人のかかわりなどが希薄になってきている現代におきまして、子どもたちの居場所づくりは社会の中で意識的に行うべき課題となっております。ただ単に、遊び場所の確保といった点でも、福生は公園がたくさん整備されておりますが、場所

があっても少子化に加え、忙しくなっている子どもたちの生活で、遊び相手はごく近所だけに限ると、なかなか友達同士で遊べない現状が生まれてきています。また、心のよりどころ的な要素を持った居場所も必要になってきているとも言われ、子どもたちが豊かな人間関係を体験できる場所はさまざまに用意していかなければならないと思っております。そうした観点から、2点質問いたします。

1番目として、ふっさっ子の広場について、国の放課後子どもプランの施策を受けて、10月にモデル校として福生第六小学校に開設されましたふっさっ子の広場ですが、まだ2カ月たったところということですが、どのような状況でしょうか。また、今後の予定としては来年度以降2年間で、市内小学校7校すべてに設置することになっていると思いますけれども、具体的にはどのように準備は進んでいるのでしょうか。他の議員も取り組んでいるテーマで、重なる質問で申しわけありませんけれども、よろしく願いいたします。

それから、2点目の子ども家庭支援センターについてですけれども、子ども家庭支援センターはとても市民の中に定着してきているなということを感じております。今後さらに機能的にもアップしていく予定だと思いますけれども、先駆型への移行により虐待等の相談についての強化体制についてを伺いたいと思います。また、庁舎建設に伴い、第四庁舎への引っ越しも視野に入れつつ今後の予定が組まれていると思いますけれども、現在ある交流スペース、ここが果たしている役割を見ると、幼児連れの保護者がセンターを訪れるきっかけになっていたり、センターの相談員の方々と本当に自然なやり取りの中で不安を解消することにつながっていたりということの様子がうかがえて、私も福祉センターに足を運ぶことがありますけれども、そういうところで、親子と相談員の方がお話をしているやり取りを見ると、お子さんの名前を呼んだりとか、お母さんの名前を呼びながら、本当に関係づくりからできているなということで、そういった意味でも定着していく大事な交流スペースになっているなというふうに思っております。

こういったスペースは、ぜひ親子広場機能としてさらに自然な仲間づくりにも発展できると思いますので、十分なスペースが必要だと思っておりますので、そうしたこともぜひ考慮に入れていただきたいなと、新しく第四庁舎の方で始まるときには、そういうスペースが必要だと思っておりますので、そういったところはどうかということもお聞かせいただければと思います。

また、小学生が自分で相談できる場として機能しているかどうかということについて、PRを十分にしてほしいということは機会あるごとに要望しておりますけれども、チャイルドラインなどのような、顔が見えないからこそ相談できるものと違って、逆に福生の自分の身近な地域の中にある相談窓口ということで、子どもたちがどのような場所なのかということが想像できたり、「どういう方が相談に乗ってくれるのだよ」ということがわかるようなPRの仕方の工夫ということが必要ではないかと思うのですけれども、その辺の子どもたちへのセンターの紹介の努力はされているかということをお聞きいたします。

それから、中高生の居場所づくりにも継続して取り組んでおりますけれども、相談窓口も必要だと思っております。子ども家庭支援センターが中高生にとっても身近な場所になるといいなと思っておりますので、その辺のところはどうなのかということをお聞きいたします。

それから次に、2点目の学力調査の結果についてですけれども、文部科学省が行いました学力調査の結果が出ておりますけれども、福生市ではそれをどのように使ったのかということをお聞きしたいと思っております。いろいろ数字がひとり歩きしてしまうというようなことを問題視する意見もあるのですけれども、そんな点についてはどのような配慮がされたのか。その結果を、学力調査の結果自体をどのように使うのかということが大事であると思っておりますけれども、学校の学習の中で児童・生徒がどれだけ勉強が身についているかということをはかるということは、先生方が努力され、授業を行った結果、児童・生徒にどれだけ届いたのかという、ある意味、先生方への成績表でもあるのかと思われます。そこから、課題をしっかりとらえていくことが大切だと思いますが、今回の結果からどのようなことが見えてきているのかを確認させていただきたいと思っております。生活状況、学習意識調査もあわせて行われたかと思っておりますが、福生の子どもたちにはどのような特徴があったのか、ぜひ福生の子どもたちのいいところが見えてきたのかということもあわせてお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、大きな3番の人権問題への取り組みについてです。人権尊重への考え方というのをまずお聞きしたいのですけれども、12月1日に発行されました「広報ふっさ」の7ページにも、「人権週間、12月4日から10日まで」ということで取り上げられておりまして、人権週間の強調テーマは丸1から丸15番までさまざまあるのですということが紹介されております。ということは取り組んでいるということではあると思うのですけれども、通告した後に出た広報でもございますし、タイムリーだったなというふうに思っております。ぜひその人権への取り組みの考え方、その人らしく自立した生活を送ることができる、そうした当たり前を実現するには市にはどのような役目があるというふうにお考えでしょうか、ということをお聞きしたいと思っております。

それから、人権の2番目としてDVへの対応について、ドメスティック・バイオレンス、約してDVということですが、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」、約しまして「DV防止法」が2001年に成立をいたしまして、2001年の10月から施行され、初めて日本でも配偶者からの暴力を権利侵害と認めて犯罪となる行為と明記されたということで、被害者から保護命令を裁判所に申し立てることができるようになったということですが、21世紀に入るまでは女性は夫からの暴力から逃げることもままならなかった、やっとそういうことが暴力としてあるのだということが社会的に認められて、対策を社会としてやっていかなければならないということが世の中に出たというふうに思っております。

その後、2004年に1度、法改正をされまして、配偶者からの暴力の定義が身体的暴力に加えて、精神的暴力や性的暴力を含むものとし、対象の範囲に配偶者だけで

はなく内縁関係、また元配偶者も含まれることになりました。また、保護命令では被害者だけでなく、同居の子どもに対しての接近禁止命令というふうに拡大をされ、加害者への被害者との同居の住宅からの退去命令も期間が延長されました。そして、被害者の生活再建に向けた具体的な方策をつくる必要性から都道府県に基本計画の策定を義務づけまして、市町村においては適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができると規定をしました。

それからまた、今年度の7月に2度目の法改正が行われまして、今回の大きなポイントとしては相談者にとって一番身近な自治体である市町村へ、DV防止と被害者支援についての法的責任を努力義務化したという点ではないでしょうか。そこで、今回のこの改正について伺いますのと、今後、市ではどのような対応を考えていくのかということをお伺いしたいと思います。

それから、人権問題の3番目として、子どもの人権への取り組みについてです。今年度できました子育てハンドブックの1ページ目を開きますと、子どもの権利条約が書かれていまして、この条約に即して子育て支援が進められているということの市としての宣言ではないかと思うわけですが、この子どもの権利への理解については機会あるごとに確認をし、要望をしていきたい問題であると思っております。啓発を促す取り組みとしてはどのような取り組みが行われているのでしょうか、ということをお聞きいたします。

それから、人権問題の4番目として生活保護への対応についてです。生活保護を受ける方は困窮生活に加え病気であるとか、孤独であるとか、さまざまな状況を抱えていると思いますが、そうした方に対してもどのような理由があるにせよ、人権の尊重の視点に立ち対応していくことが必要だと思えます。市の窓口ではどのような点に気をつけて対応しているかということをお聞きいたします。

それから、人権問題の5番目として、市の職員の皆さんの意識の啓発について伺います。職員の方の人権についての啓発活動や研修は、どのように行われているのでしょうか。

それから、大きな4番目に入ります。障害者への支援について、これもこの福生の広報の12月1日号に、4、5ページという見開きを使って「みんなで支えあうまち福生 ともに生きる社会を目指して」ということで、12月3日から9日は障害者週間ですということで取り上げられておりまして、全く本当にタイムリーな質問ができたなと思っておりますけれども、障害者雇用への取り組みについてということ、まず最初にお聞きしたいと思っております。

障害者自立支援法ができ、障害者の就労への支援体制がますます重要になってきていると思えます。福生市での現状はどうでしょうか。この広報によりますと、障害はさまざま、身体的とかいろいろ3障害があるわけですが、合わせて1879名の方が手帳をもらったりということで登録されていると、それは市の人口の約3.1%に当たる人数であるというふうに書かれておりますけれども、現在、例え障害がない方でもいつ事故などで障害を持つことになるかわからないわけですので、すべての方に関係のあることでもあると思っております。福生市ではこの障害者雇用への取り組

みについてどのようなことが行われているでしょうか、現状を教えてください。

それから、2番目として市役所での障害者の雇用の現状についてお聞きいたします。障害者の雇用を進める上で公的機関が率先して取り組んでいくということが必要ではないかというふうに思っているのですけれども、市役所では障害者の雇用については具体的にどのような状況になっているかということをお聞きいたします。

それから、3番目として障害児の職場体験の現状についてです。特別支援教育が進められております。障害児も十分な体験を通して自立に向けていくことが大切だと思っておりますけれども、現状はどうなっているでしょうか。中学校で行われております職場体験、市内・市外のさまざまな事業所をお願いをいたしまして児童が、中学2年生が中心だと思うのですけれども、職場を体験して、将来の自分を考えるきっかけにするということで活動が行われていると思いますけれども、特別支援教室の子どもたちなど、障害児に対しての十分な体験というのはさらに必要ではないかというふうに思いますが、この障害児への職場体験がどのような状況かということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、4番目といたしまして障害児の入浴介助についてです。以前、議会の中でも他の議員から取り上げられまして、答弁の中で社会福祉協議会と調整をしていくというふうな回答でありまして、その後はどのような取り組みがされたのかということをお聞きしたいと思います。

障害児の入浴というのは障害をお持ちの成人の方については、デイサービスなど福祉センターの中の施設が使えるというふうなことになっているのですけれども、障害児を受け入れるというところがないということで、障害児をお持ちの御家庭では本当に大変御苦労されて、毎日の入浴をされているということをお聞きいたしました。だんだん体も大きくなってまいりますし、障害の状況によっては気持ち的な問題ということも無視することはできないと思っております。思春期に差しかかった男の子がお母さんに体を洗われるというのは恥ずかしいという気持ちも出てまいりますし、同性介護というようなことも視野に入れていくと、まだまだ手が足りていないという現状があります。また、その気持ち的なことをちょっと置いておいたとしても、本当に体が大きくなっていきますし、障害の状況によっては一般の家庭のお風呂では一緒に入るというようなことはできませんので、本当に苦労して、大人4人がかりで入れているというふうなお話も聞きました。そういったことを、施設を使えば機械を使って入浴ができるのではないかと思うのですけれども、その辺のあたりを社協と調整をしていただいたのではないかと考えているのですが、どのような取り組みがされたのかということをお聞きいたします。

それから、大きな5点目として、環境への取り組みについてです。1番として新エネルギーへの取り組みということで、昨日の他の議員の質問の中でも、福生市ではL A S - Eという環境マネジメントシステムを取り入れて取り組んでいくのだというお答えがされましたけれども、福生市では新エネルギービジョンを策定されまして、持続可能な循環型の社会に向けての取り組みというふうに思っておりますけれども、具体的にどのようなことが今の時点では進んでいますかということをお聞きしたいと

思います。

それから、2番として、有害化学物質子ども基準の取り組みについてです。これは、東京都で定めました有害化学物質の子どもガイドラインというのがありまして、四つあります。室内空気編、食事編、殺虫剤・樹木散布編、鉛ガイドラインというふうに四つに分かれているのですけれども、子どもたちというのは大人よりも体が小さいですし、成長期にある、それから大人では考えられないような使い方をするというところで、薬剤についての大人への基準というのは大体あるわけですが、子どもがどのくらい暴露しても仕方がないというふうになるのかという基準を持つべきではないのかというところから、東京都はこの四つのガイドラインを定めております。

その中で、今回は鉛ガイドラインについて伺いたいと思います。公園や公共施設の遊具などの塗料ですね、ペンキが鉛フリーになっているのかということをお聞きしたいと思います。子どもたち、本当に考えられない使い方を、大人ではやらないような、外にある遊具でもなめてしまったりとかというようなことをしますので、やはり鉛フリーというところにはこだわっていただきたいと思っているのですけれども、現状はどのようになっているのかということをお聞きいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（原島貞夫君） 午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時58分 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 阿南議員さんの御質問にお答えをしていきます。項目が多いため、答弁者が大変変わりますので、それと順番が若干上下するかもしれませんが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず最初に、子どもの居場所づくりについての1点目の、ふっさっ子の広場について、2項目目の学力調査の結果について、それから4項目目の障害者への支援についてのうちの3点目の、障害児の職場体験の現状について、ここにつきましては教育委員会の方からお答えをいたします。

初めに、子どもたちの居場所づくりについての2点目の子ども家庭支援センターについてのお話ございまして、その機能がどんなふうに進んでいくかということでございますが、子ども家庭支援センターを先駆型に移行するというにしております。機能としては親子連れや子育てグループの活動場所としてよりよい交流ができるように、また、そこから子育てネットワークづくりができればと、そんなふうに思います。いずれにしても、来年度の中で、今、第四庁舎に使っているところを教育センターという形と、それから子ども家庭支援センターという形で使うような形に直していきたいと思いますので、その中で一体的な相談ができていくような、そんなことができるのではないかと、そんなふうに期待をしております。

また、小学生・中学生の居場所というお話ございまして、これはすなわち家庭と

学校と、それからそれに続く第3の生活する場所、あるいは活動する場所というような意味で使われておりますけれども、そういうものとして考えますと、市内には児童館、あるいは学童クラブもそうですし、図書館、あるいは公民館、体育館等もいろいろございますし、その上に市民のボランティアの皆さんが子ども対象事業をかなりいろいろな形で多角的にやっていただいております、そういう意味では多くの活動が行われておりますけれども、今回はふっさっ子の広場という事業も始まりましたので、活動場所としてさらに選択肢がふえていく状況にあるというふうに思っております。

こんなこともありまして、子ども家庭支援センターの基本的な機能としましては、問題を持っている子ども、あるいは家庭というそういったところの相談の中心機関ということが、中心的な機能になっていくだろうと、そういう役割を担っていくべきであろうと、そんなふうに考えております。

なお、子どもたちへのセンター紹介の工夫についてと、3項目目の人権問題への取り組みについては、各担当部長から答弁をいたします。

次に、障害者への支援についての1点目、障害者雇用への取り組みについてですけれども、障害者自立支援法の制定によりまして、障害者の就労支援を抜本的に強化するため、身近な市町村が責任を持って障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう就労支援事業を実施することとされております。

東京都では、障害者自立支援法の重点課題として就労支援3カ年プランを作成し、就労支援事業が未実施の区市町村にも取り組みの促進を図っているところでございます。

現在、市では障害福祉系の窓口で就労相談に来庁されますと、ハローワークや都立障害者職業センター等に紹介、あるいは同行いたしまして、就職情報を収集し、雇用につなげられるような支援を行っております。また、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設に入所している方及び精神障害者授産施設等に通所されている方、約70名おられますが、この方々については障害者自立支援法の施行に伴いまして、これらの施設が日中活動の場として就労移行事業、または就労継続事業等に移行するというのもございまして、地域生活の中で一般就労等を希望することが出てくるのではないかとこのように思っております。

いずれにいたしましても、障害の種別、いわゆる身体・知的・精神等にかかわらず、就労支援活動が効率的に実施できるような機関の設置も含め、あるいは連携といったことも含めて検討してまいります。

次に、2点目の市役所での障害者雇用の現状についてですが、障害者の雇用の促進に関する法律によりまして、事業主の責務として障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対し協力し、その有する能力を正當に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに、適正な雇用管理を行うことにより雇用の安定を図るように努めなければならないとされているところでございます。

また、同法により国からの障害者の採用状況の調査が毎年実施をされまして、総職員数に対する障害者の雇用割合については、法定雇用率は2.1%となっております、こ

れを下回ると指導されることになっております。福生市の状況は法定雇用率を少し上回るということになります。2. 12%でございますが、特に指導等はございませんが、今後も法律の趣旨に基づいた対応を図ってまいりたいと思っております。

次に、4点目の障害児の入浴介助についてですが、障害児の入浴サービスについては福生市社会福祉協議会と福祉センター内にある入浴施設において、利用可能かどうかを相談させていただいておりますが、まだ結論が出ていないようでございます。

現在、入浴施設の利用は介護保険法による高齢者の入浴サービスと、障害者自立支援法による障害者の入浴サービスを行っており、月曜日から土曜日まで午前9時から午後3時までで、約30名の方々が週1回利用されております。このような状況の中で、障害児の方の入浴サービスを福祉センター内の入浴施設で実施するには、利用時間帯や送迎の問題、あるいは利用料の関係等の問題の調整が必要でございまして、さらに社会福祉協議会と協議をさせていただきたいと思っております。

次に、環境への取り組みについての1点目、新エネルギーへの取り組みについてですが、若干取り組みの経過等についてお話を申し上げますと、福生市の場合には平成15年度に、福生市環境基本計画を策定いたしました。基本計画では地球温暖化対策としまして、地球温暖化対策の枠組みの明確化、省エネルギー・省資源の促進、クリーンエネルギーへの転換などを計画しております。

また、具体的な取り組みとして福生市地域新エネルギービジョンの策定を掲げ、翌16年度に福生市地域新エネルギービジョンを策定をいたしまして、2030年、二酸化炭素換算で温室効果ガスを50%削減するという目標を設定いたしました。平成17年3月に行いました環境フォーラムでの参加者の方々から、目標設定に対してもう少し具体的な計画が必要ではないかという御意見もいただきました。

そこで、市では50%削減に向け翌17年度に、福生市地域新エネルギー詳細ビジョンを策定し、太陽光発電、太陽熱温水器など新エネルギー、省エネルギー機器の普及の具体的な目標数を掲げ、2030年までの方向性を出したところでございます。この詳細ビジョンは地域活性化、あるいは地域経済の振興を強く打ち出した計画になっております。

平成18年度になりまして、詳細ビジョンの考え方に近い環境省の施策、環境と経済の好循環のまちモデル事業の募集がございました。この事業は地球温暖化対策と地域経済の活性化を組み合わせた新しいモデルを全国に募集したものです。市としては、福生エネルギー市民会議、商工会、市内事業者に働きかけ、「福生スクラム・マイナス50%協議会」を設立いたしまして、環境省に対し福生スクラム・マイナス50%事業の提案をして、平成18年12月に、全国で福生市だけということですが、1市だけがこの事業に採択をされ、事業がスタートしているところでございます。

この事業は、平成18年度、19年度、20年度にわたる3カ年事業で、約1億円の事業規模でございます。事業は大きく分けましてハード事業とソフト事業があります。ハード事業はエコライトハウス事業として戸建て住宅への省エネ・リフォーム補助、市内事業所でのエネルギー変換への補助を予定しております。ソフト事業では環境家計簿ソフトの開発、各種講座、セミナーなどを実施しております。福生市の地球

温暖化対策は、したがって、今年度、来年度と福生市も参加をしておりますこの福生スクラム・マイナス50%協議会を中心に推進していくこととなります。

次に、2点目の有害化学物質子ども基準の取り組みということでございます。今日の社会では極めて多くの化学物質が使用されておりまして、これらの物質、私たちの生活を豊かにしてくれますが、一方では環境汚染をもたらし、さまざまな健康影響が懸念をされております。

しかし、これまで化学物質対策というのは大人を対象としたものが多く、子どもについては必ずしも十分に配慮されておりました。このことから、東京都環境局では平成14年7月に、有害性が疑われる化学物質による子どもへの健康影響を未然に防止するためのガイドラインをつくりました。特に、子どもへの神経毒性が指摘されている鉛について「鉛ガイドライン塗料編」というものをつくっております。

鉛は神経に影響を及ぼす有害な化学物質と言われ、特に成長期の子どもにとって注意すべき化学物質ですので、子どもが多く利用する施設や遊具の塗装には鉛フリーの塗料を使用することとしております。そこで、子どもが多く利用する公園の遊具や施設への鉛フリー塗料の使用の状況でございますが、市内には75カ所の公園がございまして、それぞれ遊具が設置されております。最近の遊具等はすべて鉛フリーの塗料を使用しておりますが、古い遊具等は鉛の含有量が多く含まれていると思われましても、現状把握は現在の段階ではできておりません。

また、今後の考え方ということもございましたが、これからは遊具等については基本的に鉛フリーの塗料を使用していきますが、鉛の含有量が多いと思われる古い遊具について何らかの対策も必要かと思っておりますので、公園だけではなく学校、保育園等にも遊具等は設置されておりますので、それらを管理する部署とも対応の方法について調整を図っていきながら進めていきたいと、こんなふうに思っております。

以上で、阿南議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 阿南議員さんの御質問にお答えをいたします。

子どもたちの居場所づくりについての1点目、ふっさっ子の広場の現状についてでございます。第六小学校におけます10月、1カ月間の実施状況から申し上げます。

まず、ふっさっ子の広場の参加は事前の登録制を採用いたしており、第六小学校の児童数453人に対し、登録児童は345人で、登録率は76%となっております。10月の開設19日間に来室をいたしました児童数は延べ1284人、1日平均約68人で、登録者の20%が利用したことになります。曜日別の利用状況では、水曜日が多く、以下金曜日、火曜日の順に利用されており、中でも水曜日の利用者は90人から100人の利用となっております。

子どもたちはふっさっ子の広場におきまして、異年齢の子どもたちとの交流や、指導員、安全見守り員、ボランティアの方々とのかわりの中で楽しい時間を過ごしており、概ね順調に運営がされているものと考えております。

次に、ふっさっ子の広場におけますボランティアの状況でございますが、現在、25人の方が登録をされまして、活動の延べ人数は31人、1日平均1.6人となっております。

おります。活動につきましては紙芝居、読み聞かせ、昔遊び、草笛の演奏、見守りなど多岐に及んでおります。広場では、活動の様子と翌月の毎日の予定を記載をいたしました「ふっさっ子の広場だより」を毎月1回発行して、第六小学校の全児童に配布をし、PRにも役立てております。

また、各広場には地域の特性を生かし、地域に開かれ、地域に根差した事業の運営を行うために広場運営委員会を設置いたしております。去る11月14日の第1回目の運営委員会では、今後、地元3町会でふっさっ子の広場だよりを回覧してもらえらるということとなり、ふっさっ子の広場の地域における一層の理解を進めてもらえることが決まりました。

次に、今後の開設準備の進捗状況でございますが、教育委員会から各小学校長会に対しまして、平成20年度に開設できる3校につきまして検討の要請をいたしておりましたが、10月4日の校長会におきまして第三小学校、第五小学校、第七小学校の3校での開設を希望する旨の回答があったところでございます。

その後、ふっさっ子の広場機構会議で検討いたしているわけでございますが、ふっさっ子の広場として使用できそうな教室など、学校側とのさまざまな調整を行いまして、平成20年度には第三小学校、第五小学校、第七小学校での開設を目指したいと存じます。したがって、平成21年度には残り第一小学校、第二小学校、第四小学校での開設という運びになりまして、市内全小学校でふっさっ子の広場が開設される予定になっております。

次に、御質問の2点目の全国学力・学習状況調査の調査結果の分析及びその活用について申し上げます。本調査は今年度、文部科学省が4月24日に小学校6年生、中学校3年生に対しまして、国語と小学校では算数、中学校では数学の2教科につき、基礎的、基本的学習内容の習得状況を調査いたします「A問題」と、応用・活用能力を調査いたします「B問題」、そして、児童・生徒の教科学習に対する意識と生活状況の調査によって実施をいたしました。

結果につきましては、去る10月下旬に文部科学省から市教育委員会及び各小・中学校に送付をされてまいりました。福生市全体の分析結果でございますが、御指摘のありました生活状況と学習意識調査の分析を中心にお答えをさせていただきますが、この調査結果のうち平均正答率につきましては、文部科学省からは個々の市町村別及び学校別のデータは公表しないことが望ましいとの指導もございますので、福生市教育委員会では原則として公開をしない旨、取り決めをいたしております。したがって、詳細の数値につきましては申し上げますので、あらかじめ御了承いただければと存じます。

また、項目の分析に当たりましては、回答の内容で「必ずする」「大体する」など、上位2項目を肯定的な回答、また「全くやらない」「やらないときがある」など下位2項目を否定的な回答ととらえまして、それぞれの合計値を国や東京都と比較をし、福生市の傾向とその取り組みの状況につきまして申し上げます。

初めに、小学校の分析でございまして、まず、国や東京都に比べまして「良好」と判断をされる項目でございます。例えば次の項目がございます。「家の人と学校での出

来事について話をするか」「世の中のいろいろな出来事に関心があるか」「今住んでいる地域は好きか」「今住んでいる地域の行事に参加をしているか」「人が困っているときは進んで助けていけるか」「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うか」「国語や算数の勉強は好きか」の項目でございます。この項目は、国や東京都に比べて良好と判断をされるというものでございます。特に、「今住んでいる地域は好きか、地域の行事に参加しているか」といった、地域とのかかわりに関しましては良好な傾向があることや、いじめに対する姿勢など他者を思いやる心情について良好な傾向があることが明らかでございます。

また、「国語や算数の勉強が好きか」という項目が、国や東京都の値を上回ったことから、学習に対して意欲的に取り組もうとする児童が多いことも明らかだというふうに感じております。

一方、例えば次の項目については国や東京都の値を下回っております。「普段（つまり月曜日から金曜日）何時ごろに寝るか」「家で学校の宿題をするか」「近所の人に会ったときは、あいさつをするか」の項目でございます。就寝時刻につきましては、特に午後11時以降午前0時より前の割合が、国と比べますと高く、夜ふかしの傾向があることがわかりました。ただし、これは東京都とはほぼ同等の値となっておりまして、都市部の傾向の一端がうかがえるところでございます。これにつきましては、引き続き市教委が取り組んでまいりました「3つの1運動」を初めとする家庭への啓発が必要であると考えております。

また、学習面では家で学校の宿題をする児童は合計で9割近くに達してはいるわけですが、国や東京都の値には及んでおりません。さらに、「勉強する時間を自分で決めて実行するか」という項目では、国や東京都と比べ、実行するという児童と、しない児童とで2極化をする傾向が見られました。これらのことから、家庭での学習習慣を一層確立するために、保護者との連携をしながら取り組んでいくことが、今後の課題であるというふうに考えております。

次いで、中学校の傾向でございますが、国や東京都に比べまして良好と判断をされます項目につきましては、これは先ほど小学校で申し上げました傾向と同じ傾向が出ております。

一方、次の項目につきましては、国や東京都の値を下回っております。「朝食を毎日食べているか」「テレビを見る時間やゲームをする時間などのルールを家の人と決めているか」「自分には、よいところがあると思うか」「土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれぐらいの時間、勉強をするか」、これらの中では特に朝食を毎日食べるかという質問に対しまして「全く食べない」という生徒の割合が国に比べて大幅に多いことや、土曜日、日曜日に勉強を全く、あるいはほとんどしない生徒の割合が多いことが課題であると考えられます。つまり、福生市の児童・生徒のよいところとして家庭や学校でのコミュニケーションは比較的とれていること、地域の行事に参加したり、困っている人への思いやりの心は順調に育っていることがうかがえます。また、教科学習におきましても、学習への意欲・関心は比較的高い方なので、学習のカウンセリングや子どもの学習に寄り添う教育の必要性が見えてまいります。

逆に、課題が、不規則な生活と食事の問題、テレビ視聴やゲームをしている時間の長さなどでございます。こうした問題は学校の指導のみならず、家庭においてもルールを決めることなどを伝え、家庭と連携し、生徒の生活習慣や学習習慣の確立に向けた取り組みを一層推進をいたしますとともに、学校生活を通して一人一人の生徒に自信を持たせ、自尊感情を高めることができるよう指導し、現在、教育委員会で進めております学習指導補助事業、教育相談事業などのより積極的、発展的な施策の展開をいたしてまいりたいと考えております。

なお、調査結果の活用といたしましては、各学校に対しまして東京都の調査のときと同様に、本調査結果を授業改善に生かすべく組織的に検討し、授業改善計画書を教育委員会に提出をするよう指示をいたしております。

次に、障害者への支援についての3項目目、障害児の職場体験の現状でございます。中学校の特別支援学級におけます職場体験等の状況からお話をさせていただきます。これまで中学校の特別支援学級におきましては、市内外の事業所、福祉施設の御協力を得まして、進路指導の一環として見学と実習をいたしております。また、中学校特別支援学級では生徒一人一人の卒業後におけます社会参加と自立に向けました教育・支援を行っております。これは卒業後の進路を踏まえて、地域で働く卒業生のいる事業所への訪問、あるいは羽村養護学校やあきる野学園養護学校の見学、文化祭への参加、あるいはその他の学校への上級学校訪問等を実施いたしているところでございます。このほか、秋に行われております移動教室では、実体験を通して学ぶそば打ち体験なども実施をいたしているところでございます。

特別支援学級では、自分自身の能力を引き出し、自信を持たせたり、日ごろから学校生活において生徒の自立に向け一人一人にあった進路に進めるよう、今後とも教育活動の充実を図ってまいりたいと存じます。

以上、阿南議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 市長の補足答弁をさせていただきます。私からは3項目目の人権問題への取り組みについての1点目、人権尊重への考え方についてお答えをさせていただきます。

世界人権宣言では、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利等について平等であるとうたわれております。市でも、この宣言に基づき人権尊重思想の普及・高揚のための啓発活動や、各分野での人権問題への取り組みが重要であると考えております。

市民への啓発活動としては、すべての人が尊重される社会を目指して市広報やホームページを通して、定期的に人権問題について周知を図っております。また、人権擁護委員により毎月1回、定例相談会を設け、市民の人権に関する相談業務を実施するとともに、街頭にて啓発活動も行っております。

さらに、小学生を対象に人権の花運動や子どもからの人権メッセージ事業、中学生を対象に中学生人権作文コンテスト事業、これらを通して子どもたちから基本的人権を守ることの重要性・必要性について啓発活動を実施しているところでございます。

各分野で取り組まなければならない人権問題は数多くあり、女性の人権問題、子ども

もの人権問題、高齢者の人権問題、障害者の人権問題、同和問題、外国人の人権問題等のほか、社会の発展に伴いさまざまな新しい人権問題が起きております。これらにつきましては、各分野を所管する部署が主体性を持って施策を推進しているところでございます。しかし、現在の人権問題は複雑化、多様化し、課題ごとの施策だけでは十分に対応できなくなってきた状況がでございます。このような状況に照らしますと、人権に対する教育、啓発をより一層推進し、市民一人一人に人権尊重の理念について正しい理解が十分定着するよう努めることが極めて重要であると考えております。

また、複雑化・多様化した人権問題に取り組むため、各部署で相互に連携しつつ、人権に関する施策をより総合的かつ効果的に推進し、これを速やかに実施していくことが重要であると考えております。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、市長の補足答弁をさせていただきます。私からは人権問題の取り組みにつきましての２点目と４点目につきまして、お答えをさせていただきます。

初めに、２点目のＤＶ、ドメスティック・バイオレンスへの対応についてでございますが、市でのＤＶ対策につきましては第３期男女共同参画行動計画に基づき、女性の人権が推進・擁護される社会の形成を目指しまして、女性の人権尊重や暴力を許さない社会づくりを進めるために暴力防止に向けた普及啓発活動、相談窓口の設置、関係機関や民間団体との連携等を事業項目に掲げまして、庁内の関係部署が連携して各事業に取り組んでいるところでございます。

さて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、いわゆるＤＶ防止法の一部改正につきましては、平成１９年７月１１日に公布されまして、平成２０年１月１１日に施行されます。一部改正の概要でございますが、まず、市町村基本計画の策定といたしまして、配偶者からの暴力防止、被害者保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が市町村に努力義務化されたこと。

それから、配偶者暴力相談支援センターに関する改正といたしまして、市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすること、これも市町村に努力義務化され、そのほかといたしまして保護命令制度の充実や裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知等について改正されたところでございます。

市といたしましては、今回のＤＶ法の一部改正に関しましての対応につきましては、先ほども申し上げましたが、ＤＶ対策事業が幾つかの部署にかかわっておりますので、庁内関係部署で十分協議・調整をさせていただきたいと考えております。

次に、４点目の生活保護への対応についてでございますが、生活保護受給者の方への対応につきましては、生活困窮等に至った要因が多種多様でございますので、その方の個別の状況やメンタルな面での状況もかんがみまして、生活保護制度の考え方や内容を正しく理解していただき、一人一人に最善の援助を行うために相談や面接の基本でございます傾聴と、思いやりを持った対応に心がけております。

いずれにいたしましても、生活保護は国民生活の最後のよりどころでありますので、法の趣旨に沿って人権にも十分配慮し、適正な実施に努めてまいります。以上、答弁

とさせていただきます。

○総務部長（田辺恒久君） 市長の補足答弁をいたします。人権問題への取り組みについての第5項目目の職員の意識の啓発についてでございますが、福生市では職員が人権問題を正しく理解して意識を高めるための研修を実施しております。一つには、東京都、東京法務局及び開催市の主催による人権週間行事として行われる「講演と映画の集い」がございます。これは平成9年に始まり、11回目を数え、本年度は12月12日に日野市で開催されます。なお、福生市でも平成15年度に開催市となったところでございます。

二つには、組織内研修として独自に同和問題研修会を実施し、東京都人権啓発センター等の講師を招いて毎年1回行っております。

三つには、派遣研修として東京都市町村職員研修所において、新任研修の中で同和問題を初めとする人権問題について基礎的知識を学ぶとともに、人間性の育成を図るための人権啓発研修を実施しております。また、新任研修以外の研修では同和問題、子どもの人権、障害者の人権など、人権啓発研修を年2回行っております。今後も人権について職員の意識を高めるために、さまざまな啓発活動や研修に取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、私の方からは2点ほど市長の補足答弁をさせていただきます。

まず初めに、人権問題への取り組みについての3点目、子どもの人権への取り組みについての御質問でございます。お話にもございました子どもの権利条約では、大きく分けて四つの子どもの権利を守るよう定められておりますが、この中の一つとして子どもの守られる権利としてあらゆる種類の虐待や搾取などから子どもを守ることが挙げられております。児童虐待を受けた児童は心身ともに傷ついていることが多いことから、成長する過程において情緒面でのコントロールがうまくできなかつたり、また、そのまま親となつてからは自身の子に虐待を行ってしまう場合が少なくないと言われております。

児童虐待はだれもが行ってはいらない行為でありますし、その未然防止は極めて重要なことと認識しております。児童虐待には身体的虐待等さまざまなものがありますが、虐待行為が家庭の中で行われることが多いことから、外からは発見しにくく、手おくれになってしまうことが多くなつてきております。そのため、虐待ではないかという疑いからの通告が大切となつてまいりますことから、子ども家庭支援センターでは毎月、広報相談欄やホームページに掲載をして、通告先としての周知に努めております。

また、通告があつた場合はすぐに各関係機関からの情報収集や現場確認を行い、児童相談所などとの連携をしての対応を行うなど、児童虐待の要因としての家庭環境の問題解決への支援活動なども行っているところでございます。

また、子ども自身への取り組みといたしましては、毎年5月に小・中学生向けのチラシを作成し、学校を通じて全児童・生徒に配布し、気軽に相談できる場所として周知に努めております。

次に、答弁が前後して恐縮でございますけれども、1項目目、子どもの居場所づくりについての2点目、子ども家庭支援センターの関係の御質問で、子どもたちへのセンターの紹介の工夫、努力につきまして補足答弁をさせていただきます。子ども家庭支援センターも3年目を迎えたところでございますが、ここで子ども自身からの電話相談なども入ってくるようになってまいりました。また、学校からの紹介で保護者と子どもがセンターで相談を受け、その後、子どもだけが職員と継続相談を重ねているケースや、保護者の相談から保護者と子どもがセンターに相談に見え、別々に相談を受けてから両方での話し合いを持つというような形式での相談ケースなど、さまざまな形での相談がふえてきております。

このように、徐々に子ども家庭支援センターが認知されてきておりますが、センターの紹介を広報やチラシ配布、あるいは関係機関から紹介をしていただくなどの成果ではないかと思っております。

また、福祉センターが小学校の社会科見学の場所になっておりますので、その際にセンターの職員を含めまして紹介もしているところでございます。今後も子どもが立ち寄る場所にポスターの掲示などをしていきながら、子ども自身でも気軽に相談ができる場所として周知に努めてまいりたいと存じます。以上、補足答弁とさせていただきます。

○12番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問と要望をさせていただきます。

まず最初に、子どもたちの居場所づくりについての1点目の、ふっさっ子の広場についてです。10月に開設がされまして、六小では本当にたくさん子どもたちが参加をしているということで、1日平均約68名ということで、すばらしい場所がまた一つふえたなというふうに思っております。子どもたちの自由な発想で、自分たちで遊ぶ場ということと、ボランティアの大人たちの参加をどう広げつつ、継続させて、子どもたちとつながりを持たせていくのかという非常に重要かつ難しい役どころを指導員の方々が頑張っているという様子を、先日、見学をさせていただきまして実感をいたしました。大変努力されて、地域の方々に声をかけて、たくさんのボランティアの方も参加されているということです。

本当に難しいなと思ったのは、例えばですが、読み聞かせなどというようなグループが来たときに、自由な遊びの場所ですので、「じゃあ、ここに座って全員聞きなさい」というような事業はできないわけで、学校のクラス単位などで行うような読み聞かせの機会とは全く違う、本当に新しい場所ができたところをボランティアの方に理解していただいて、子どもが途中で立ち去ってしまっても決して怒らないというようなことも調整していただいているというようなお話を聞いて、怒り出すボランティアの方もいらっしゃらないと思うのですけれども、そうした難しさを持った場所でもあるというか、大人の方の発想を変えなくてはいけないという場所である。そこへきちんとどんな場所なのかというのを現場の指導員の方がしっかりととらえてというか、心にとどめてその場に立たれていらっしゃって活動しているというのを目の当たりにしまして、このことを7校に広げていく最初の場所ですので、そういう方が指導員に

なって本当によかったなというふうに思っております。

それで、再質問をさせていただきたいのですけれども、この事業は国の「放課後子どもプラン」という趣旨の中に、地域の子どもたちがみんなで遊ぶ場所を確保しているという意味合いがあったのではないかと思います。このエリアで対象にすべき児童というのは、例えば六小のふっさっ子の広場に限って言いますと、六小に通っている子どもたちだけではなく、例えば障害児で養護学校に通っている児童であるとか、私立の学校に通う児童なども対象になるのではないかと思いますというふうに思うのですけれども、そのあたりの子どもたちへの対応や参加の状況などはどうなっているのでしょうか。

また、六小には通級学級がありまして、他校にも席があって、通級に六小に日によっては通っているというような方もいらっしゃると思うのですけれども、そうした子どもたちへの対応はどうなっているのでしょうか、ということをお聞きいたします。

それから、子どもの居場所の2点目についての、子ども家庭支援センターについてですけれども、子どもたちへのPRということでもいろいろ御努力をされているということで、よくわかりました。社会科見学で福祉センターを訪れた際に紹介していただくというのはとてもいいなというふうに思いました。しかし、子どもはなかなか1回ではいろいろな毎日の中で定着しないということもありますので、ぜひ繰り返し、毎年毎年どこかの場面で、例えば6月4日「虫歯の日」の前後には朝礼のところで、大きな歯型を持って、保健の先生が歯磨き指導をするようなことが行われたりすると思うのですけれども、そういうような年中行事の一つに入れていただいて、年に1回は相談員の方が児童・生徒の前に姿をあらわすというようなことができたらいいいのではないのかなというふうに思っております。ぜひ、その辺も含めてよろしくお願いしたい。あと、第四庁舎の関係では今後設計、改装工事へと進んでいくと思いますけれども、中高生も含めた子どもたちが訪れやすい、またお父さん、お母さんたち保護者が訪れやすいということを配慮していただいて、つくっていただきたいなというふうに思いますし、幼児連れの保護者同士が会って、ネットワークづくりへつなげていけるような場づくりに努めていただきたいということを要望させていただきたいと思います。そういったことから虐待防止へつながっていくと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

第四庁舎だけではなく、いろいろな公共施設の例えばロビーみたいなところでも、中高生がちょっとたむろしたりとかということを目で見ながら許していくというようなことでも、中高生の居場所というのは確保されていく一つになると思いますし、あいている施設を使わせていただくというようなこともできると思います。ぜひそういったことも含めて、勉強場所を図書館だけではなく、ちょっと家と気分を変えて、喫茶店でやったり、違う場所でやりたいのだよねというようなことって、大人もあると思うのですけれども、そういったことを中高生が公共施設でできれば、ただでできると思いますので、体育館のいすのところとか、子どもたちを受け入れていくというようなことを広げていただいて、また、児童館などもそういったことも配慮して、中高生にも行きやすい場所に変えていただければ、そこ子ども家庭支援センターがつ

ながっていけば、また中高生への相談の入り口になっていくのではないかというふうにも思いますので、ぜひそういった配慮も含めてお願いいたしたいと思います。

それから、学力調査の結果についてですけれども、数字に関しては私も本当に同感で、数字がひとり歩きしてランキングが市町村によってどっちが上だったとか、ビリだったとかということが問題になるというのは、0.何ポイントの差でランクがつけられてしまうというのは本当によくないことだと思っておりましたので、そうしたことが公表されないということはよかったのではないかと思います。

しかし、現場ではその数字をしっかりととらえて今後いろいろな計画に反映させて、実行していかななくてはならないと思っておりますけれども、福生の子もたちの学力だけでない、勉強だけでない生活面というところでも、いろいろ見えてきたことが多いということで、意外と学習意欲が高いというようなことであるとか、意外と学校が実は好きなのかなというようなことが見えているということで、これは本当に現場の先生方の御努力もあるのかなと思いますし、チャンスが来ているということなのか、きのう、実は一中の地区連絡協議会に参加させていただきまして、いろいろなお話が出たのですけれども、その中で、ひとりの参加者の方の御発言で、校長先生が毎朝、学校の外周りを毎日毎日お掃除されているということで、もっと校長の権限を使ってほかの先生も参加するように働きかけたらどうかという意見が出されたのですけれども、その答えを校長先生がされたときに「実は、去年は副校長と校長の2人だけが校内の掃除をしていたので手いっぱいであったのだけれども、今年度に入って自発的に先生方が校内清掃をする、敷地内清掃をするというところに加わってきた。さらに、生徒たちも自発的に参加をして学校をきれいにしようということが行われるようになってきたので、敷地内の掃除をする場所がなくなったので、仕方なく——仕方なくと言ってはいけませんが、さらにということで校長は外を掃除できるようになったのだ」という話が出てきまして、そうした地道な取り組みが「今、一応落ち着いてきたね」というような話につながっているのかなと。先生方が努力されている姿というのがそういうところからも見えてきているわけですが、そうした機運をとらえて、地域の力も結集していこうというようなことも含めて、今、機運が高まっているのではないかと思いますので、そうしたことも含めて、今、学校にどういうふうな計画を立てて力を入れていくのか、さらにというところで、力を入れていくときではないかというふうに思っております。

今までも、少人数学級になかなかならない東京都ですけれども、それに準じるような仕組みをうまく福生は取り入れて、小学校の低学年とか中学校の一、二年というようなところで、ポイントではありますけれども、少人数での指導というようなことを取り入れているということはすごく評価しておりますけれども、そうしたこともさらに進めていく必要があるのではないのかなというふうに思っています。この議会でもさまざまな議員から定住化というようなことで、福生に長く住んでいただく方策というのがいろいろ議論になっておりますけれども、こうした教育へ、福生はこんなことができているということをもっともっとPRできれば、結構いい市ではないのかなというふうに、子どもを育てていくにはいい学校ができてきているのではないのかなと

いうふうに思っておりますので、来年度へ向けてどのような計画があるのかということをお聞かせください。

それから、3番目の人権への取り組みについてですけれども……。

○議長（原島貞夫君） 阿南議員、まだどのくらいかかりますか。

○12番（阿南育子君） 10分ぐらい。

○議長（原島貞夫君） では、ここで切りまして、午後1時まで休憩といたします。

午前11時58分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（阿南育子君） よろしく願いいたします。続きということで、3番目の人権問題への取り組みについてですけれども、御答弁ありがとうございました。人権問題、さまざまに取り組んでいるということはよくわかりました。DVの問題ですけれども、時間の関係もいろいろあるので、いろいろ質問も節約させていただきたいと思っておりますけれども、DVの問題はこれから市町村で取り組んでいかなければならない問題だと思いますので、現在、女性悩みごと相談なども羽村と共同して半分ずつやっているような状況ですので、ぜひどこか女性センターを担えるような場所ができるといいなと思っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、子どもの人権への取り組みについてですけれども、これも子ども家庭部がしっかりと取り組んでいらっしゃるということですが、先ほどの学習の調査の中でも、子ども自身が、自分のことを肯定的にとらえられるかというところで、少し数値が低いというような結果が出ておりましたけれども、自己肯定感を持つということはすごく大事なことで生きていく力になりますし、それがそのままやる気というか、学習意欲みたいなのところにもさらにつながっていくはずですので、そういったところを育てるためにも、やはり人権の教育、自分自身が大切にされるべき存在なのだということをまず理解し、そして他者への思いやりを育てるというようなところに立つという意味では、繰り返し要望させていただいているCAPの取り組みは、今現在、セーフティーネット教室で対処の仕方をやり、また別な場面で他者への思いやりというところをやりというのが、両方一緒にできる取り組みだと思いますので、CAPはぜひ取り組んでいただければということを要望させていただきたいと思います。

それから、生活保護への対応ですけれども、回答の中でもあったように、本当に一人一人の状況をきちっと把握をして、そして対処していく、自立へ向けていくということがとても大切なことだと思っております。板橋区がつくっております自立支援プログラムの実施の手引きというのを入手をいたしまして、これを見たのですけれども、今、いろいろなところでこれをもとに、板橋区の職員の方が研修の講師を担っているという話も聞きましたけれども、もう既に一人一人を大切にすることへの対応というのはされていると思うのです。改めてこういうものにまとまっていて、まず最初にページを開くと「自立とは何なのか」ということから書かれていまして、それは、ただ単に就

労の自立、経済的な自立ということだけではなくて社会生活の自立、日常生活の自立ということもしっかりと取り組んでいく必要があるのだということで、ただ、生活保護ということが怠ける人たちをつくるというような意識のもとに、生活保護制度がつくられているのではないということが、まず最初に示されていて、さらにこうした自立支援のプログラムにのっとってやっていくことで、たくさんの支援策を網羅して、一人一人に当たっていかなくてはならないので、それが体系的になっていくと、相談に当たる方の熟練度とかということにかかわらず支援がしていけるというような仕組みになっている。こういったものを職員の側から考えても、仕事のしやすさというようなことを考えましても、取り入れていくのがいいのではないのかなというふうに思いますので、紹介をさせていただきますので、ぜひ検討の一つに入れていただければと思います。

それから、障害者への支援についてです。これは障害者の雇用への取り組みをしていくということで、やはり市役所での障害者の雇用の状況というのが法定雇用数でしたか、その数字的には満たされているのかもしれないのですが、中身を見ると多分身体障害の方がその人というふうなことで、知的障害、精神障害も含めてというふうになりますと、まだまだ門戸が狭い、市役所ですら門戸が狭いというような状況になっているのではないかと思います。他の事業者へ向けて発信していく場所ですので、ぜひ市役所の中でもそうした3障害の方に向けて門戸を開いて、雇用ということを考えていただきたい。あと、それとあわせて職場体験の場として今も中学生の子どもたちが市役所に訪れることがあると思いますが、特別支援教室の子どもたちもぜひ受け入れていただいて、体験の場を広げていただきたいと思います。そうすることで、職員の皆さんも家庭に帰れば、一家庭人ということで、いろいろな家族の形態があって、中には障害者の方と暮らしていたりとか、介護をしていたりという方もいらっしゃるかと思うのですが、仕事場で障害の方とつき合うということの経験というのはまだまだ不足しているのではないかと思いますので、職員の側から見た経験という意味でも、障害者を理解するという意味でもぜひ雇用という場を広げていただきたいと思います。

西東京市などでいろいろ取り組みをされているようで、それぞれ3障害の方を雇用して、例えばアルバイトの部分であるとかを担っていただくというようなことで実際に始まっているようですので、ぜひそういうところも参考にさせていただいて、障害者の雇用ということを全体的に広げていっていただきたいと思います。要望とさせていただきます。

それから、障害児の入浴介助についてです。現在、福祉センターでは高齢者の介護と障害者の自立支援法に基づいて、障害者のデイサービスの方が3時まで利用されているということですが、ぜひ障害児の方の入浴サービスも受け入れていただきたいと思うのです。これについては再質問をしたいのですが、今、福生市での方が利用できる可能性のある、近隣も含めて障害児の入浴サービスをやっているところがあるかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、環境への取り組みについては、ぜひ進めてください。新エネルギービジ

ョン、これは取り組んでいるところは実はまだまだ少なく、福生は本当に先進市ということで視察にも訪れてくるようなところ、一步進んでいるというふうに思っておりますので、ぜひまたさらに一步二歩と進めていただきたいと思いますと思っております。

それから、2点目の有害化学物質子ども基準のガイドラインの鉛フリーの取り組みについても、新しいものは鉛フリーになっていると思うのですが、古いものに関してもぜひ改修のときとか計画の中に入れて、どんどん進めて、鉛フリー化をしていただきたいと思いますので、それは要望とさせていただきます。

では、何点かありますが、よろしくお願いします。

○教育次長（宮田満君） ふっさっ子の広場につきましての再質問にお答えいたします。まず、障害のある児童の受け入れについてでございますが、現在、モデル事業といたしまして第六小学校でふっさっ子の広場に取り組んでおりますこの事業は、全児童対策事業、つまり自由来所型事業でございます、障害のある児童を含むすべての児童を対象に受けております。また、このような受け入れにつきましては市広報及び市ホームページ、また、町会・自治会の御協力による回覧板、また、地域での説明会で周知しているところでございます。

そして、その対応でございますが、障害のある児童自身及び他の児童の安全についての配慮も必要となりますことから、必ず御家族の方等の介助していただく方に一緒に来所していただき、広場での活動にも一緒に参加していただくことを条件としております。なお、第六小学校には通級学級が設置されておまして、他校在籍の児童を含めまして23人の児童が現在在籍しております。

次に、私立学校へ通学されている児童の参加でございますが、今、申し上げましたとおり学区の全児童を対象としておりますので、参加登録と所定の手続をとっていただければ、ふっさっ子の広場へ参加していただけます。

これらの実績でございますが、障害のある児童、私立学校通学児童の利用は現在ございません。以上、再質問に対する答弁でございます。

○参事（川越孝洋君） それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、文部科学省の学力調査結果の課題に対しますさらなる具体的な取り組みをということでございますが、今回の調査で本市の児童・生徒の課題といたしまして、学習週間の定着と、あるいは不規則な生活と食事の問題、テレビの視聴やゲームをしている時間の長さなどが明確になりました。

このことはこれまでも認識していたことではあります。これまでも増して学校の指導のみならず家庭におきましてもルールを決めること等を伝え、「三つの1」の運動を初めとする家庭の啓発に取り組んでまいりたいと考えております。特に、児童・生徒には生活改善の必要性を認識させ、学校や地域においても多様な経験を積む中から人間の成長によりよい影響をもたらす興味や関心を広げることや、集中できるものを見出させ、できるだけテレビやゲームに没頭する時間が少なくなるよう働きかけをしてまいりたいと考えております。

あわせまして、情報機器の正しい利用につきましても、情報モラルとして未然防止ができますように学習機会をふやしていかなければならないと考えております。情報

発信する側の責任とあわせ、各学校での児童・生徒に対する情報モラル教育のさらなる強化を徹底してまいりたいと考えております。

今後は、先ほど教育長の答弁にもありましたように、本市の児童・生徒の学習意欲、関心の高さを結果につなげていけますように、学習のカウンセリングや子どもの学習に寄り添う教育のさらなる充実に努めてまいります。また、児童・生徒の学習力向上、生活習慣の改善、さらには中学校入学への適応を高めることを主な目的といたしまして、目下のところ新たな事業の展開ができないか検討をしているところであります。

こうした学校の実践をきっかけにいたしまして、学校と家庭が、児童・生徒の具体的な行動を挙げながらコミュニケーションを深め、学習習慣と生活改善の確立がより一層推進できるよう努めてまいります。そして、引き続き児童・生徒の可能性を伸ばし、自信を持たせることができるよう個別指導の充実にさらに推進するための学習指導補助授業でありますとか、教育相談事業等のより積極的な発展的な施策を展開してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○福祉部長（星野恭一郎君） 障害児が利用できる、入浴サービスが利用できる施設、近隣にというお話でございますが、羽村、あるいは昭島に障害児のデイサービス事業を実施しているところはございます。これは自立支援法によるデイサービスに該当するわけではありますが、ただ、ここでは入浴サービスは実施いたしておりません。したがって、近隣ではちょっとなかなかこういったサービスを提供しているところは今のところはないというふうに思っております。

○12番（阿南育子君） ありがとうございます。

障害児の受け入れですが、ふっさっ子の広場の障害児の受け入れというのは少し条件がありながら、できるということだと思いますが、保護者の方も一緒に行かなくてはならないとなると、また、そこにも負担がかかってくるのかなということと、あと、障害の状況によってはふっさっ子の広場のようなところがすぐわかない方もいらっしゃるというふうに思います。そういう中で、障害児の生活というふうに思ったときに、放課後の時間帯というのが実に貧しいというか、居場所がないというのが本当に現実で、家庭の中でビデオを見たりということでも過ごしている家庭が多いというような話も聞いております。やはり障害児であろうとも、その子らしく、ほかの子どもたちとも出会いながら生き生きとする、メリハリのある生活というのは大事ではないかというふうに思いますので、放課後の居場所づくり、障害児に関してもぜひ考えていただきたいと思いますというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、私立の学校に通う子どもたちに関しても、PRがどのようにされているかということが気になると思いますけれども、地域の子どもたちみんなで遊ぶというのはとても大事なことでございますので、ぜひその辺、配慮していただいて、参加を広げていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、学校の学力調査の結果から、今後の取り組みということで、福生の子どもたちにあつた学習の環境を整えていこうということで取り組みを計画されているということで、わかりました。また、きのうの一中の連絡協議会でも話になりましたが、情報モラル、IT、インターネットとの付き合い方ということも、今、非常に危険が

たくさんあるのだけれども、大人も子どももその認識が低いのではないかという話題になったわけですが、こうしたことも教育の現場でも取り組んでいかななくてはならない問題かと思っておりますので、ぜひそちらの方もよろしくお願いしたいと思います。

それから、障害児の入浴介助について、今のところ入浴のサービスというのが利用できるところがないということで、本当に皆さん御苦勞されているわけですが、福生には福祉センターがありまして、機械浴であるとか、一般の広いお風呂も整備されているわけです。それが3時までには障害者デイサービスの方が利用が終わるということで、その後の時間というのはあいているわけですが、ぜひそういった時間を使っていただいて、ちょうど養護学校から帰ってきますので、そういう連携を使えば、うまく時間のやり繰りもできるのではないかなと思うのです。障害児のデイサービスも含めて、福祉センターに障害児のための保育室が整備されているのですけれども、余り障害児のためにということでの利用の実態がないようなのです。現在、子育て支援ということで広場事業と、あと障害児のためのおもちゃの図書館ですか、というようなことが定期的に行われていて、あとはサークルの利用というような程度にとどまっているというふうに聞いておりますので、あそこの場所をうまく使って、そしてお風呂に入って帰るみたいなことができれば、新たな施設をつくらなくても入浴サービスというのがこの福生市ですぐにでもできることではないのかなと思いますので、ぜひこれは強く要望いたします。大きな計画の中に入れ込むということを考えていくということも必要だと思いますけれども、できるところから始めていくということも大切なことではないかと思えます。その辺を考えていただきまして、すぐできることからということで入浴サービスをぜひ1日も早く実現できるようによろしくお願いいたしますと思いますので、要望させていただきます。

全体を通してですが、職員の方、本当に目の前の市民への相談をいろいろな形で、いろいろな場面で受けるというふうに思いますが、そうしたときに私自身も人と対するときに気をつけないといけないなと思うのですが、今、よく使われる言葉で「上から目線」という言葉があるのですが、若者言葉かどうかわかりませんが、自分の中で上下関係、上下の意識を持ってしまうと、それが態度や言葉にあらわれて、「上から目線」の言葉になって相手に伝わってしまうというようなことがあって、そういう根底の意識の中が態度にあらわれてしまうと。相手に幾ら思いやりの言葉と思って、そういう使い方をしたとしても、根底の意識が伝わってしまうというのがありまして、その辺は本当に気をつけないといけないのかと、仕事として相手と対峙していくというときにも、やはり意識の中にちょっとでもそういう上から目線、上下関係の気持ちとかが芽生えてしまうと相手に伝わってしまって、心の関係がうまくつくれずに相談がうまく行かない、進まないといったようなことになりますと、せっかくの仕事が実を結ばないということにもなりますので、一人一人の市民の皆さんが、その人らしく暮らし続けられるまちで、頼りになるまちであってほしいと思いますので、ぜひその辺の御配慮をもう一度、一人一人の職員の方に考えていただいて人権への意識ということを中から高めていっていただきたいということを強く要望い

たしまして、私からの一般質問を終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、13番羽場茂君。

（13番 羽場茂君質問席着席）

○13番（羽場茂君） 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。御指名をいただきましたので、さきの通告に基づきまして4項目の一般質問をさせていただきます。ただ、前の議員さんの質問とかなりダブりますので、重複いたしますけれども、お許しを願いたいと思います。

1項目目は、在日米軍の基地再編についてであります。最近、防衛省がいろいろな問題でもめておりまして、米軍再編のその後の報道というのがなかなか少なくなっております。特に横田の場合、どのような対応になるのか、新聞報道でもなかなか出てきていないということがあります。その後の横田基地の再編後の態様の変化について、その後わかってきたことにつきましてお聞きいたしたいと思います。また、それに対して市の対応をどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

さらに、3点目として、このところもう既に質問が出ておりますけれども、再編交付金について報道がなされまして、概要が知らされることになりました。一部では「あめとむち」という批判があるわけですがけれども、過去の交付金とは性格が異なる新しい制度ということになっているようでございます。その概要とそれに対する市の考え方についてお聞きいたしたいと思います。

2項目目といたしまして、福祉政策についてお聞きいたします。その1点目は、何度も聞いておりますけれども、高齢者の特に単独世帯に対する施策について3点お願いいたします。まず、見守りの対策について、前回の質問からどのような前進があったか、その進捗状況についてお伺いしたいと思います。

また、高齢者単独でありますと、買い物、あるいは重い物の運搬など、さきに堀議員からもありましたけれども、生活上ほんの少し手をかしてもらいたいと、こういうようなことがあっても、なかなかちょっとしたことができないという状況があります。そういったときに、大げさな制度ではないけれども、ちょっとした援助、こういったものができるそういうような観点での策ということが望まれると思うのですが、それについてのお考えはどうでしょうかということでございます。

また、3点目として、特に田園の地域の高齢者にとって大きな課題であります坂道の対策でございます。ずっとこれも何度も申し上げておりますけれども、それについて対策が進んでいるかどうか、お伺いいたしたいと思います。

福祉対策の2点目は、学童保育の時間延長の実施の状況についてであります。本年より一部学童クラブで保育の延長の実施が始まりましたけれども、その利用の実態について、また、利用者の声というのはどうであろうか。また、それを踏まえて今後の方向性についてどうお考えか、お聞きいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

3項目目は、教育行政について、特に学習障害と言われる障害を持っておられる児

童・生徒について、非常に理解がされないというこういう実態がございます。そういう生徒に対する市の教育委員会としての対応はどうなっているか、その現実の対応についてお聞きしたいと思います。また、そうした生徒の大きな課題として中学校の卒業後の進路、これについて非常にいろいろな課題がございます。指導・対応はどうなっているのか、これをお聞きいたしたいと思います。

最後に4項目目として、南公園の災害復旧についてお伺いいたします。復旧の現在の進展ぐあいはどうなっているか、また、復旧に対しての問題点はどんなところにあるのか。また、今回の被害は特に今までとは違いまして、今後の対応に新しい課題を突きつけられたものであるというふうに思いますけれども、長期的な整備の方向についてどのようにお考えか、お聞きいたしたいと思います。

以上、1回目の質問といたします、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 羽場議員さんの御質問にお答えをしてみたいです。

在日米軍基地再編の問題ですが、横田基地再編の態様の変化の見通しについてということでございます。御承知のとおり、横田基地には平成22年度に航空自衛隊の航空総隊司令部及びその関連部隊、人数約600人という予定になっておりますが、移駐する計画になっております。

現在の状況としては、航空総隊司令部の庁舎は庁舎棟が1棟、機械棟が1棟、計2棟建設するという事。それから、22年の9月には完成の予定であるということ、さらに隊舎、外来宿舎、将官宿舎、講堂、食堂、補給倉庫などの施設の建設が予定されているということと、現在それに向けての地質調査などが行われているということでございます。

次に、2点目の市の対応ということでございますが、航空総隊司令部等の移駐に伴う新たな航空機の配備や戦闘機等の訓練が増加する計画はございませんで、連絡用の航空機が1日1機程度飛来する見込みであるということを知っているところでございます。したがって、当面市の対応といたしましては、自衛隊員約600人がどんな生活をされるかということによって、どのように影響が出てくるかということになってまいります。

例えば、ライフラインとしての電気、ガス、水道などいろいろな問題がございますが、例えば自衛隊宿舎から出るごみの収集や下水道、あるいは義務教育等への影響がどんなふうにあるかということについて国に問い合わせをしておりますが、これから検討が始まるのだというような回答でございまして、現在の段階では具体的なものは何も来ておりません。したがって、国からの相談を待って対応していくと、こういうことになろうというふうに思っております。

次に、3点目の再編交付金の関係でございまして、既に何回もお話を申し上げておりますので、数字そのほかについてはもう省略をさせていただきたいと存じますが、いずれにしても新しい形の交付金ということになってまいります。ただ、まだまだ新しいものですから、細かいところが十分わかり切れていないというところもございまして、局の方ともいろいろ相談をしなければならないという部分もあったりいた

しますので、いずれにしても一定の形で、これから10年間の中で来る枠が大体のところ予測できますものですから、それに基づいた計画をきちっとした形でつくって、そういったものの中で処理ができるようなそういうものをつくってみたいと思いますし、それに基づいて予算を計上していくということになりますので、その段階でまた具体的に議会の方ともいろいろと相談をしていかななくてはならないかと、こんなふうに思っております。いずれにしても、そんな方向でこの再編交付金については扱っていききたいと、こう思います。

次に、福祉対策についての1点目の、単独高齢者の見守り対策の進捗状況ということでございます。実態調査で今までの情報提供に同意された独居、あるいは高齢者のみの世帯の方につきましては、地区割に従いまして民生委員さんへの情報提供を行いまして、災害時、1人も見逃さない運動という取り組みをしていただいておりますので、それに基づきまして徐々に見守り活動が開始されております。また、火災や災害時などに備えて福生消防署へ提供されました情報も、消防署での確なデータベース化されまして、非常時に備えた消防署内部の体制づくりもなされてきている状況になっております。徐々にでございますが、こういった形で重層的な活動の展開をしていきたいと思っております。

次に、単独でお住まいの高齢者の生活の援助についてですが、高齢者が日常生活をしていく上ではさまざまな援助が必要になってくる場合があると思います。身近な事例としては日常の買い物や重い物の移動などの援助を必要とする場合が考えられますが、こういった問題をすべて行政が一つ一つやることは不可能でございます。基本的には自立という考え方に立って、自分でできる範囲のことは自分でできるだけやる、ただ、それでも必要があるということが出てまいりますし、この、自分でできることを自分でという考え方につきましては、これは国全体の基本的な施策全体にかかわって出てくることでありますし、地方自治体の行政についても同じことなのですが、特に第3期の介護保険事業計画といったようなものの中でも、その考え方が強く打ち出されております。

しかし、実際には体の不自由な方もいらっしゃいますし、自分の意思にかかわらず援助が必要とされる方も出てこられようと、そういうふうに思います。現行では、介護保険制度や介護保険以外の高齢者福祉施策の中にさまざまなサービスがございますが、それ以外に現在、福生市の社会福祉協議会が取り組みを行っております小地域福祉活動などが活発に行われるようになれば、身近な生活の場で起こる課題に対して住民が力をあわせお互いに助け合う、触れ合いに満ちた地域づくりができるのではないかと思います。現在、福祉地区数は18地区となっているようでございますが、市としてもこうした活動が活発に行われるように必要な支援などに努めていかなければならないと、そんなふうに思っております。

ただ、残念なことになかなかこういう方々が、むしろそういうところに参加をしていただけないというような問題もありまして、町会もそうですけれども、普段からそういうお気持ちを持って参加をしておいていただかないと、いざというときに大変困ると、こういうことになりますものですから、そんなこともだんだんにお話をしてい

かなくてはならないことかと、こんなふうに思います。

次に、田園地区住民の坂道対策の問題でございます。現在、福祉交通網の整備の検討を行っておりまして、交通弱者のための考え方として調整をさせていただきたいと、こんなふうに思っております。いずれにしても、平成20年度の早い時期に試行運転を開始したいというふうに思っておりますので、その中でまた、こういった形で御苦勞されている皆様方の反応といったようなものもいろいろと見させていただいて、これからの対策をしていきたいと、こんなふうに思います。

次に、2点目の学童保育の時間延長ですが、既にお話を申し上げましたが、重複しないような形でお答えさせていただきますと、本年度から児童館に併設する三つの学童クラブが、指定管理者によりまして自主事業として時間延長を開始しました。午前8時から午後7時までの保育時間でございます。午前8時から8時30分までについては既に数字をお話し申し上げましたので、午後の7時までのところでございますが、平日の6時から7時までということになりますけれども、平日の利用状況、三つの学童クラブで4月から10月までの延べ人数では810人、1日当たり2.1人ということでございます。三つのクラブです。ということで、学童クラブ1日当たりのそれぞれの人数は武蔵野台クラブが3.7人、田園クラブが2人、熊川クラブが0.5人、こういうことでございます。

各学童クラブの入所児童数の違いや、保護者の状況などによりますけれども、この状況は余り利用者が多いとは言えないということでございまして、今後もこの時間延長について保護者へお知らせをして、利用状況を見ていきたいと思っております。

次に、利用者の声についてですが、午前8時からの延長では、以前に学童クラブの門で待っていたことがあったが、安心して朝8時に送り出すことができる。また、午後7時までの延長では、あらかじめ仕事で残業になる場合はこの制度があり、ありがたいなどといったようなお話が事業者の方にはあるということでございます。

次に、今後の方向性ということですが、他の7クラブは児童館との併設ではなく単独の施設となっておりますことや、コスト面での課題もございまして、当面、現在実施している時間延長の利用状況などをもう少し見させていただいた上で決めていきたいと、こんなふうに思います。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

さらに、南公園の災害復旧についてでございますが、既にいろいろとお話を申し上げましたが、いずれにしても本議会に災害復旧費3500万円の補正予算を計上しておりますので、よろしく願いを申し上げたいと存じます。この復旧内容についても既にお話を申し上げましたが、公園内の土砂堆積約2800立方メートルの除去が一つ、それから整地や野球場、テニスコートなど各施設の最低限の復旧整備を予定しております。

なお、護岸崩壊が指摘されておりますので、ここにかかわっている車道・歩道等について復旧工事はできませんので、当面は下の川沿いの園内通路を利用することにしたしまして、工事期間を平成20年、来年の3月までといたしまして、4月に一部開園をしていきたいと、こう思っております。

次に、二つ目の今回の災害復旧の問題点というお話がございましたが、いずれにしても河川区域内の公園というのは、河川法第24条に基づく占用許可で使わせていただいているわけございまして、許可条件としては、河川の増水があるということが前提でございまして、占用施設の基礎部分はすべて動かすことができる、したがって、増水したらそのまま取り去って、撤去をして保管をしろと、こういう話になるわけでありますが、そういう構造になっているわけであります。

今回の原因は、とにかく異常気象ということがありますし、流域の市街化が進んでおりますし、土地利用が非常に変化をしてきているというようなこと、さらに、南公園付近は上流からの砂利が堆積をしております、河床が上がっている状態が顕著であります。今までの河床の砂利の除去や、本流を極力中心へ変えるような整備ということができないかというような話をし、要望もしてきておりますが、なかなかこれも難しいようでありますけれども、引き続き河川管理者であります京浜河川事務所の方にいろいろな形で相談をしたり、要望をしたりといったことを続けていかななくてはならないな、というふうに考えております。

次に、三つ目の長期的な整備の方向性ということでございますが、河川の蛇かごの護岸崩壊の復旧事業は、国の方で平成20年度中に完了される予定と聞いております。今後も、河川敷の施設であるため河川の増水による被害は避けられないと思いますので、現在、公園のあり方の庁内プロジェクトが活動していますので、南公園の施設を見直すいい機会というふうなとらえ方をいたしまして、議会、市民の皆さんからの御意見もいただきながら、また、河川管理者との協議・調整もございまして、そういったことをして、今後の南公園の整備の方針、あるいは整備内容といったものをきちんとした形で決めていきたいと、そんなふうに思っております。また、いろいろと御相談もさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、羽場議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 羽場議員さんの御質問にお答えをいたします。

軽度の学習障害児童・生徒への対応について、その1点目の学習障害のある児童・生徒への対応についてでございます。学習障害、いわゆるLDとは、御案内のように基本的には全般的な知的発達におくれはないものの、話す、読む、書く、計算をする、推論をするといった学習に必要な能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示すさまざまな状態のことを言うというふうにされております。実際の学習障害は、単に学習がおくれている、あるいは本人の努力不足によるものとみなされることがありまして、教育相談に上がってくる件数は少なく、障害として診断することが困難なところがございまして。加えて、学習のうち特定の一部を除いては生活場面等で困難な場面が生じないため、保護者も学習障害への認識と理解が進んでいないというのが現状でございます。

学習障害のある児童・生徒に対しましては、通常の学級におきまして必要に応じて適切な配慮をしつつ、指導することを基本といたしております。市教育委員会といたしましては、個別に児童・生徒の学習状況に応じて教職員による指導の充実を図るた

めに、小学校1学年から3学年の国語及び算数の授業に指導補助員を配置をし、児童の基礎的、基本的な学力のより一層の向上を図る小学校授業指導補助員配置事業を、また中学校では在学学級不適応生徒の生活指導、教科指導を行うため、適応指導補助員を各校に1名配置をし、学校、教育相談室との連携のもとに活動する中学校適応指導補助員配置事業等で対処いたしているところでございます。

さらに、東京都教育委員会から教員の配置数のほかに加配教員を受けまして、児童・生徒一人一人の学習課題を把握をし、その課題解決に向けて個に応じた指導内容を工夫していくことが重要でありますことから、小学校の国語、算数授業や、中学校の数学、英語等で、習熟度別授業など少人数指導の推進を図っているところでございます。

加えて、本市では福生第五小学校、第六小学校、第二中学校に開設されております情緒障害通級指導学級による指導を展開する場合がございます。この場合は、保護者に対しまして通級による指導の意義や目的等について十分な説明を行い、その必要性についての理解と協力を得られるように努めております。

続きまして、2点目の中学校卒業後の進路についてでございますが、学習障害のある生徒に対しましては、通常の学級において指導することを基本としておりますので、進路指導につきましても通常の指導となっております。しかし、学習状況に困難を抱える生徒に対しましても、その可能性を広げる進路指導の充実に努めているところでございます。

昨今、都立高校の大幅な改革によりまして、生徒や保護者の多様な進路希望に即した新たなタイプの都立高校が次々と開設をされております。幾つか例を申し上げますと、30分授業、少人数指導等によります基礎、基本の学習を重視するエンカレッジスクール、夜だけでなく午前中から学べる昼夜間定時制高校、また、自宅等でインターネットを使って学習し、あわせてスクーリングを行うトライネットスクールなどがございます。

このようにして、以前の都立高校の状況から考えましても、生徒の学習スタイルの希望や、高校卒業後の進路希望に応じた進路選択は生徒や保護者のニーズにこたえられるものに徐々になってきております。

御心配をいただいております中学校におけます情緒障害通級指導学級は、本年度福生第二中学校に「福二学級」として開設され、進路指導も、1年目ではありますが在籍校と連携を密にしながら、生徒の実態と保護者の希望にあった進路選択に向けて指導の充実に努めているところでございます。

以上、羽場議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○13番（羽場茂君） 御丁寧な御答弁、ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、在日米軍の再編でございますけれども、軍軍共用というのは日本でも初めてだと思うのですが、日本の自衛隊の3軍のうちの一つの航空の総隊の司令部がアメリカ軍の基地の中に入るということ自体が、どうもすごい……、大丈夫かというか、そういう心配があるわけですが、福生市としましてはこれが来ることによってどういう影響があるか。なかなか国の方で情報がないのでわかりにくいということで

ございますけれども、少なくとも今まで府中にあるわけでございます、府中にあるときに同じような負担とかあるわけですが、府中市というところで、航空総隊がいることによってどんな問題があるのかというようなことをちょっと調べたかどうか。あるいは、そういうことが府中市からこういうことがあるよというようなことがあったかどうかについて、もし調べたようなことがあればお願いしたいと思います。

ただ、今の御答弁によりますと、それほど大きな飛行機が来るわけではないというようなことであります、再編交付金というものの使い方について、そういったことからちょっと違うことに使えるのではないかなというふうに思っております。

実は、再編交付金について、防衛省の審議官の方とちょっと話す機会がありまして、いろいろ聞いてみたのですが、助成対象事業というのはいろいろなものがあって、そしてその中の最後に「その他生活環境の整備に関する事業と防衛大臣が定めて告示するもの」ということで、いわゆる何でもよしということであるわけです。なおかつ、言っておりましたが、今までの補助金とは全く性格が違ふのは、基金をつくって運用してよいと、何年いってもよいというようなことでございますので、いわゆる渡し切りという性格を持っている、日本で初めての交付金であるというようなことを言っておりました。むしろ、こういったことで基地の再編を受け入れてくださる市町村の負担に対して、本当にいい施策ができたというそういうものをつくっていただきたいということが本音であるということ、決して「あめとむち」という考えではないのだということを強調しておられました。そういった意味では、この交付金というのは単なる今までの迷惑だからというような性格から、市がある程度主導権を持って、消耗的に使うのではなくて投資的と言いますか、そういうふうにやっていける非常に可能性がある交付金ではないかというふうに思います。そういった意味では、市の企画力というのがすごく大事ではないかというふうに思います。

10年間で15億円、これを例えば基金にして運用するということで、例えばコミュニティバス等をやった場合に、年間2000万円ぐらい赤字があると、これを20年分で4億円、これをある程度見積もっておいて、その間に別の、今度はもうかるような交通システムをその間につくっていくというようなことを考えると。あるいは扶助費が多い。これに対して生活保護に陥らないような、寸前でとめるような生活資金の貸し付けみたいなものの基金として運用して、ある部分、生活保護に陥らないような事業ができないかとか。あるいはSOHOとか、いわゆる企業誘致で、その後それがまたお金を生むような、財源になるような考え方というものを持っていかなければ、ちょっともったいないなというようなふうに思っております。

そういった意味で、先ほどいろいろ「計画的に」というお話がありましたけれども、もうすぐに今年度分の5000万円というようなことがありますものですから、市の方でももう少し具体的に、どんなことをお考えになっているのか、もしあればお聞きしたいというふうに思います。

2番目の福祉施策の高齢者の単独世帯のことでございますけれども、それなりにいろいろなネットができてきているなということを感じます。その中で言われました、小地域福祉活動でございまして、恐らくこの活動のようなものを充実させてい

く以外に、本質的な解決はないのではないのかなというふうに思います。また、町会とどういう関係があるとかいろいろあると思いますけれども、非常にいい制度である、これを本当に充実していけば、大きな施策として出費とかを伴わないで、地域住民がお互いに助け合えるものになっていくだろうと、いろいろ課題はあるかと思えますけれども、そういう可能性を持った施策ではないかというふうに思います。

それで、活動している人に聞きますと、例えばみんなでちょっと持ち寄って、ひとつイベントをしたいというときに、どうしても高齢者で、単独で年金生活ですので、生活費以外の出費ができないということで、その活動にちょっと参加できないと、ただ、小地域の場合は予算が月10万円ぐらいですので、なかなかそういったものに予算を出せないということで、出てこられない高齢者もいて、そういったイベントをあきらめざるを得ないというような声もありまして、補助金一律月10万円とかという形になると思いますが、その辺についても活動に応じていろいろ認めていくようなことも大事ではないかというふうに思います。この小地域福祉活動をどのように充実させていこうとされているか、またその活動費の面についてもどんな考えをお持ちかお聞きしたいというふうに思います。

それから、坂道の問題ですけれども、実は立川バスの福生団地から福生駅までのルートが12月16日で大幅になくなると言いますか、縮小して、午前のみちょっと残って、あとは昭島の方に行くというような形で存続をかけてやるということで、私、ちょっと立川で聞いてきたのですが、なかなか厳しい中で、そういう形でやらざるを得ないということだったのです。そうしますと今度は、今まで北田園の一丁目とか二丁目をそのバスが通っていた分がなくなるとということで、北田園は横を通るバスがなくなるといようなことがあります。田園の方々に、特に高齢者の方はなかなか牛浜駅から電車は階段なので乗れない、今、拝島も乗れない、したがって福生まで行って乗るとか、そういうことまでして電車に乗らざるを得ないような状況にいる方がいらっしゃると思いますので、そういうことも含めてこの坂道対策、バスのことについては早急に、今お考えのことも含めて、あるいはバス会社、タクシー会社、いろいろなシステムを早急に考えていただければというふうに思います。そんな実態がもしわかっているようでしたらお願いしたいというふうに思います。

それから、学童の延長の方でございますが、これも最初は私が一度保護者からの要望で、こういうのがあるということで行ったのですが、そのときにはほとんど要望がないというふうに理事者の方は言ったのですが、では、ちょっと調べてくれということで調べたら、やはり少しあるようだということで、今回、延長ということで一部やっていただいております。今、声の中で非常に助かったという声もある一方で、まだまだ利用が少ないという現状があるみたいでございます。ただ、今回、児童扶養手当のことで、実は与党の方で来年4月からの児童扶養手当の削減の凍結を決めまして、プロジェクトチームで今検討しておるところですが、これは何でこういうことになったかということ、母子家庭のお母さんの収入と言いますか、就労の部分が非常に思ったように進んでいないと、働く意欲があってもなかなか働けないというような状況の中でこういったことをせざるを得ないだろうということで、急速削減

凍結をしたわけでございます。これを含めて、今、母子家庭も含めて働く環境にないというのが、特にお母さん方、女性の就労について現実としてあると思います。そういった意味では、例えばこの学童の延長などもちゃんと知らしめた上で、それで「あ、では私も働ける」というようなことになる可能性もあると思いますので、慎重に要望等を見ていただいて、あるいは就労の動向を見ていただいてやっていただきたいというふうに思うのです。担当者の方から見てこの制度と言いますか、延長した結果というのですか、様子と言いますか、この制度の必要性というか、その成果についてどのようにお考えか。また、女性の就労等を含めてどんな感想をお持ちかお聞きできればというふうに思います。

それから、その次の学習障害の件でございますが、私、存じ上げている方、今、軽度の学習障害を持っておられるのですが、本当に普通と全然変わらないわけで、本当に、いわゆるどうしてできないのだと言われてしまうという悩みをお持ちなわけでございます。いろいろと高校を探したわけですが、自分が行ける高校がなかなかないということで、本当に一生懸命に探して今、私立の学校で、神奈川県の子葉区の方まで通っておると。いろいろなことを対応して、どんどん自分の力がついてきているわけですが、やはり遠いのと学費が大変だということで、やはりこういうことについて都立高校なり公的なところで、対応していただけないかというのがやはり率直な御希望でございます。やはり、そういった意味で都立校、あるいは都の施策で進展というのが先ほどこちと答弁にありましたけれども、どんな状況にあるか、またどういうふうに市としては都の方をお願いしていただいているかというようなことについてお話をお願いしたいと思います。

それから、南公園の件につきましては、他の委員さんからもお話がありましたので大体わかりましたが、先日の11月27、28日に国の災害復旧の査定が行われたということでございまして、その査定の内容につきまして参考までにお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。以上、2回目の質問とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 2時10分まで休憩といたします。

午後1時57分 休憩

~~~~~

午後2時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） それでは、在日米軍基地再編関連で答弁をさせていただきます。まず、府中市の状況についてでございますが、府中基地並びに府中市へも訪問をして状況等をお伺いしたところでございますが、時々ヘリコプターの飛来について市民からの問い合わせはあるようでございますが、全般的には事務所的な機能なので、特段市民への影響は少ないと考えているとのことでございます。

続きまして次に、再編交付金についてでございますけれども、この再編交付金の助成対象事業といたしましては施設整備とソフト事業の双方を念頭に置いて、幅広く規定するとのことでございますことから、ぜひソフト面での有効活用を図っていただくとそのように考えているところでございますが、何分にもソフト事業につきましては

北関東防衛局も初めてでございますことから、市で選定した事業が助成対象に該当するのかなどについて一つ一つ確認をしながら進めていくことになる、そのように思っております。

現時点で示されている事業の具体例といたしましては、例えば交通の発達改善に関する事業、この事業はコミュニティーバスの運行、道路整備等が該当するとのことでございます。それに、福祉の増進及び医療の確保に関する事業、あるいは教育、スポーツ、文化の振興に関する事業、それに環境衛生の向上、環境の整備に関する事業、また、情報通信の高度化に関する事業等々現時点ではかなり大くくりな事例となっておりますが、今後、基金の活用も含め実施計画の精査、あるいは各課との調整を図っていく中で事業の必要性や優先順位などから、再編交付金を活用する事業を選定をしまいたい、そのように考えております。

ここで選定された事業につきましては、北関東防衛局と調整をした後に、具体的な事業計画を作成をしまいたい、そのように考えております。いずれにいたしましても、10年間の時限立法であること、また、新しい視点での交付金であること等を踏まえ、全庁的に対応していくとともに、真に必要な事業への有効活用を図ってまいりたいとそのように考えております。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、小地域福祉活動の充実というようなことで御質問をいただいておりますので、御答弁を申し上げます。

基本的には小地域福祉活動につきましては、社会福祉協議会の本来事業というふうには認識をいたしておりますが、羽場議員さんおっしゃるとおり、こうした小地域福祉活動が市域に広がり拡大されれば、おっしゃるような単独の高齢者等の対応も、すべて解決するとは申し上げられませんが、比較的対応がしやすくなるというふうには考えております。

そのために、行政としてですが、どんな対応が考えられるかということでございますが、一つにはやはり現行18地区、社協では町会・自治会単位に一つぐらいずつということで34町会ありますから、まだ半分ちょっとという福祉地区の設置状況でございます。一つは、つくるのにどうしてもその地域でリーダー的な方が必要になります。議員の皆様方も既に地域で、小地域福祉活動にかかわっていただいている方がたくさんいらっしゃるかと思いますが、ぜひそうした取り組みをする支援をやはり行政として、こういう地域にはこういう方がいる、この方だったらというようなところ、そういった対応がやはりできるのかなと、そんなふうには考えております。ですから、もし、まだ設置がされていない地区の議員さん、ぜひ御協力をいただければと、そんなふうには思っております。

それから、既存の地区の中で、実際には見守り活動とか、高齢者のサロン活動とか、さまざまな活動をいたしておりますが、やはり高齢化が進んでおります。結局、昨日の堀議員さんのお話にありました、いわゆる粗大ごみをおろすというのも、隣も同じような状況ということがありますので、一つはそうしたやはり課題がございまして、やはり若い人がどうしてもかかわってくれないということがございます。ですから、これは社会福祉協議会として今現在、例えば夏休みに「夏休み体験ボランティア」を

やっております。小学生、中学生、高校生、あるいは成人の方もいらっしゃるけれども、そうしたところをとらえて市内の小地域福祉活動につなげていていただけるような活動と言いますか、そうしたものがやはり考えられるかなと、そんなふうに思っております。

それから、もう一つ活動費のお話がございましたが、1地区、年10万円なのです。多分、社協の対応が年10万円だと思うのですけれども、確かに10万円という限られたものの中ではなかなか難しい状況もあるのだろうとは思っています。これもやはり、社会福祉協議会の自主的な事業でございますので、その財源としては会員会費はもとより、この2日でしょうか、行われました福祉バザーの寄附金だとか、12月に今実施をされておりますが、歳末助け合い運動の募金だとか、そうしたものを財源として対応いたしておりますので、市が直接助成をするということは現時点では考えておりませんが、そうしたことであるとすれば、やはり福祉バザーに御協力いただく、歳末募金に御協力いただくような活動をもっと活発にしていくというようなことになるのではないかと、答弁になったかわかりませんが、そのようなことで御理解いただければと思います。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、私の方から学童クラブの延長時間の関係で幾つか御質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。

まず、必要性というふうなことの前に、評価はどういうふうに見ているかというふうなことでございますけれども、市長答弁でもありましたとおり、少ないところでは1日0.5人というふうなことでございます。この辺につきましては、今後またPR等進めていかなければというふうに思っておりますけれども、ただここで、19年度から始まったところについては基本的に指定管理者制度という、一つには民間活力を活用しての実施というふうなことで、初めに延長保育ありきというふうな形で導入をさせていただきました。したがって、多い少ないにかかわらず、これはやっているというふうなことでございます。

今後、残った7クラブでございますけれども、それについてはやはりこういった状況を見ますと、受け皿が先か利用が先かというふうな話にはなってしまいますけれども、やはりそういったことを考えていかざるを得ない、そういった状況にあるかというふうに思っております。したがって、地域によっては利用が多いことが見込めるというふうなところもあると思っておりますけれども、そういったところから順に自主事業という形でやっていければ、よろしいのかなというふうなことで、いましばらく研究の方をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、母子家庭の就労と受け皿というのでしょうか、結びつきというふうなことでの御質問でございますけれども、一つ、就労と結びつくかどうかは別として、母子家庭の中でも実態として私どもの耳に入ってきていることについてちょっと言わせていただきますと、これ以上働くと手当が切られてしまう。そういう御家庭と言いますでしょうか、そういうお考えの方もいらっしゃる。したがって、これ以上苦勞して働くよりも、これ以外にこの手当がこれだけ来れば、それでやっていけるのだというふうな御家庭もあるやに聞いております。

したがいまして、そういう点でもやはり就労に結びつかないというふうな逆の考えもあるのかなというふうに思っております。確かに全部が全部の世界ではないのですけれども、一部、そういった考えの方もいらっしゃるというふうに聞いております。この結びつきについては、確かに最近の企業の就労形態の対応がと言いましようか、そういった雇用の形態も含めてでございますけれども、なかなか収入に結びつかないということもあるとは思いますが、基本的にはこうしたから、えらく収入が高くなったとかというふうなことについては、これから社会全体の問題で考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

○参事（川越孝洋君） 学習障害のある生徒の中学校卒業後の都立高校の受け入れにつきまして、先ほど教育長からも申し上げましたように東京都教育委員会が都立高校の改革の最終年限といたしまして、平成23年度を目標に生徒の可能性を伸ばせるよう少人数指導や体験学習などさまざまな指導法を取り入れ、次代を担う人間を育成していこうと、その改変を進めているところでございます。

学習状況に困難を抱える生徒等につきましても、新たな開設を迎えました都立高校がここでエンカレッジスクールや昼夜間定時制高校、あるいは単位制高校、通信制高校、そして体験型や実習型の学習を重視する高校等のタイプに新しく生まれ変わっております。

その入学選抜におきましても学力検査を行わず、作文や面接等によるものもございまして、御指摘の学力に心配のある生徒などの多様なニーズにこたえようとしているものもでございます。しかしながら、学力に心配な生徒のことを含めまして、進学希望のある生徒すべてが公立高校に行けるわけではありませんけれども、私どもの学習指導や進路指導の努力とあわせまして、こうした生徒に対応できる都立での受け入れの要請と、あるいは中学校から高等学校への連携の推進にも力を注いでまいりたいと思っております。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 羽場議員さんの再質問にお答えいたします。

南公園の災害査定の結果についてでございますが、災害査定は去る11月27日、28日の2日間で実施されました。国土交通省から技官、事務官、財務省から事務官の計3名により査定の受検をいたしました。現場説明では査定設計の書類と整合性を確認し、現場では土砂堆積の厚さの確認等の測量が行われ、その結果、南公園、中央公園ともに災害復旧事業として認定を受けました。

市長答弁にもありましたように、原形復帰という原則に基づいて実施されたわけですが、認定された査定内容でございますが、中央公園は土砂堆積の整地500立方メートル、野球場外野の2720平方メートル、南公園は土砂堆積整地の2770立方メートル、野球場内野の4092平方メートル、外野の芝張り6016平方メートル、現段階において平成19年11月16日に概算申請をした内容の、これの約82%が認定されておりまして、今後、本申請をしていくこととなるということでございます。

○13番（羽場茂君） 大変にありがとうございました。米軍基地の再編でございますけれども、どこまで市の言うことを聞いていただけるか、わからないのですが、ほかの議員さんからもあいているところを返してもらえようということを、いわゆる我々

が負担をした分、少しくらいは返してもらえようなところがあれば、それも言っていたきたいと思いますし、今度は府中とは違いまして、滑走路があるわけでごいまして、自衛隊がどのような計画を持っているかわかりませんが、いざとなったときに戦闘機が来るということが全くないとも言えないような気もいたしますので、そのようなことも果敢に挑戦していただきたいというふうに思っております。

それから、再編交付金についてはいろいろお話をいただきまして、今、いろいろ鋭意努力されていると、中でも福祉交通網等に考えが及んでいただいて、坂道対策なども進むのではないかという期待を持つような感じがいたしました。それ以上は言えませんが、そのようなところでよろしくお願いいたします。

それから、小地域福祉活動でございます。活動費については申しわけございませんでした。月ではなくて、年10万円ということで、そのくらいだと思いますが、この小地域を何としても充実させていって、そのことで、例えば子育て支援、あるいは子どもの見守りというのと高齢者とそういうのが合体していくというのが本来でありまして、子育てしているときは子育てしている人は大変なわけですから、子育てを終わった人が子育ての支援をすると、高齢者は大変なわけですから、高齢者になる前の人を手伝うというような、昔であればごく当たり前の、高齢者の家の前の雪は近くの人がやるとか、そういうことが当たり前に行われて、なおかつそういったものに警戒心を持たずにドアを開いていただけるというようなものを目指してやっていただければ、随分——本当に他人を見て、見ぬふりをするという社会の風潮から変わってくるのではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

学童につきましては、そうやって実施していただきまして、本当にありがたいと思っております。まだまだ浸透していない部分と、働き方がまだ変わっていない部分とあるかと思いますが、全力で働くお母さんとかを支援して、みんなが全力で市を支えていくというようなものの一つの象徴になるかと思っておりますので、どうかアピールをしてやっていただきたいというふうに思います。

それから、学習障害のことにつきましてですが、LDとかADHDとか英語なのですよね。チャンレンジスクールだとかエンカレッジ、全部英語で、なぜかというところ、恐らく日本ではなくてアメリカでこういった研究がなされて、それで日本に入ってくるような。日本はいろいろな技術ではすごいのですが、医学もすごいし、何でもすごいのですが、教育のこういったものが英語で表現されているということは恐らく日本人の中では余り意識していないものが、アメリカで研究されて初めて日本がわかるみたいな部分があるのではないかと。その分、おくらしているのではないかと。は、そういう思いがしてならないのです。

教育について、やはり技術を積み重ねていくことというのがないとならないだろうと。LDと言われている学習障害の子ども、では小学校のときにどうすれば、大人になったらどうなるかとか、中学のときにどういう指導をするのかとか、あるいは高校に行ったときにこういう指導をすればここまで持っていけるとか、その年は無理でも、何年も積み重ねていけばこうなりますよということを次の親なりに言えるわけです。こういう例があります、こういうところで働けますよ、こういったふうに人生が展開

していきますよということが言えるのだけれども、今全くその前例をまとめていないものだから、「いや、どうなるか、大変ですね」みたいなもので終わっているようなところがあるのではないかと。そういった意味では、福生は本当にいろいろな教育の課題をどんどん克服して、前進していますので、そういったことでも全国に先駆けて、そういった学習障害についてはこういう施策をしていたらこうなったということを積み上げていくような、教育センターというような構想があったと思います。そういうところで、生涯を通じてそういう事例を研究していただきたいというふうに思いますので、ぜひともこれは川越参事がいるときでないとできないのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

南公園については、一つは他の議員さんからありましたけれども、あるいは答弁の中にありましたけれども、多摩川が曲がっておりまして、曲がっている先端が五日市線の鉄橋のあたりで曲がっておりますので、大水が出ますとあそこで堤防にぶち当たるわけです。向こうからぶち当たってくるのです。したがって、あそこの下が10年前と比べてものすごく掘れているわけです。もう一カ所が陸橋のところの蛇かごのところに向こうからも一回ぶつかってくるわけです。で、あそこがやられる、この2カ所が普通の流れでなくて、縦の流れが堤防に押し寄せるということでありまして、曲がっているのだから、絶対にあそこら辺が掘られるのは当たり前で、何とか河床を向こうの方から下げないと、いつかは堤防が危ないのではないかという恐怖感を持っているわけですが、それがないと南公園の復旧が本当に毎年やらなければいけないようなことになるのではないかという気がして、何とか河床のことについて取り組んでいただければと思います。

もう一つは、悔しかったのは向こうの下（しも）の川、下（した）の川……、別に質問ではないですが、下（した）の川の言い方は1回統一をしていただきたいと思います。下（した）の川の向こうにある昭島のグラウンドはほとんど被害がなかったわけがあります、悔しいというところですが。ということは、下の川で水が下に下がったということもあるかと思いますが、もう一つは土砂を取ってしまうと、またなるのではないかという気がしております。ちょっとむちゃくちゃな話ですが、土砂が詰まったらもうどんどん上げてしまって、土砂を取らなくてはいけないというのがあるのかどうか分かりませんが、いわゆる土砂を積んでいって、少しぐらいの洪水には耐えられるような方向性で、それでテニスコートというのはなかなか難しいですから、少年野球の野球場をダアッとつくってやるというような方向もあるのではないかと思います。そういうふうの一つの考え方として、どんどん上げてしまう、ちょっと……、ほかで災害がなくてあそこだけというのはすごく何か一つの方策があるのではないかと思いますので、そこら辺をよろしくお願ひしたいと思います。いろいろ申し上げましたけれども、よろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、14番青海俊伯君。

（14番 青海俊伯君質問席着席）

○14番（青海俊伯君） それでは、きょう最後になりますが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。大きく4項目でございます。

最初に、ユニバーサル社会の実現に向けてという形で2点でございます。第3期地域福祉計画改定版がことしの3月にでき上がってまいりました。この中の障害者計画に市民・当事者の参加はどうなっているかという点が1点でございます。障害者自立支援法が制定されて、しかしながら、現にまだ社会全体では障害者に対する差別は厳然として存在をしております。この地域福祉計画改定版における障害者計画策定に当たって、当事者からのヒアリング等はどのように行ったのかをまずはお聞きをしたい。その上で、すべての障害者施策の根幹となる条例が千葉県で、県レベルで制定をされました。それが、条例の名称が長いのですが、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」というのができ上がりまして、多くの方から、全国初の障害者差別禁止条例とも言われるぐらいのいい条例ができました。

単純に言って、この「千葉県」のところを「福生市」と置き換えれば十分使えるぐらいの練りに練り上げたものでございますが、大事なのはこのプロセスでございます。この千葉県の場合には、聞くところによりますと1年間で延べで20回議論されて、県内30カ所で延べ3000人以上の方が参加してでき上がったと、まさに手づくりの、市民参加型の条例であると、このように言われております。

福生にも同様なものがあるのかなと思ったら、やはりないのでございまして、その意味から言って、このようなすべての障害者施策の根幹となる条例をぜひとも福生市としてもつくっていただきたいと、このように思っております。この「障害のある人もない人も共に暮らしやすい福生市づくり条例」についてどのような見解をお持ちなのかを、まずお聞かせいただきたい、これが1点目でございます。

2点目は、我が会派として2月10日でしたか、ことし緊急要望も出させていただきました。また3月の予算特別委員会の中でやり取りをさせていただきました。各小中学校のネットフェンスの改善についてでございます。当時の流れからいって、年度内にはできそうかなと思ったのですが、あに図らんや全くもって動きがとまっております。各団体に確認をいたしましたらばアンケートは出してくださいと言われたということなので、まず、各団体にアンケート調査を行った以降の進捗はどうなっているかをお聞きしたい。

各小中学校を使っているソフトボールのチームや少年野球チームからもアンケートを提出したのだけれども、後の状況が全く説明もないと、市民の声を戻す仕組みはどのようになっているのだ、そして具体的に改善計画は行うのか行わないのか、その辺のところをひとつ教えていただきたい。

その前提としましては、地域に開かれた学校づくりに対しての取り組みを教育委員会がどのようにお考えになっているのかをお聞かせいただかないといけないので、この項目は2点。具体的にネットフェンスの改善のアンケート調査を行った以降の取り組みと、地域に開かれた学校づくりに対してどうお考えかを再度お聞きいたします。

3番目は、明年4月改定予定の小中学校給食費の負担増についてでございます。小中学校給食費の改定は、材料費の高騰ということで受け入れざるを得ないとは考えてはお

りますが、このままでは小学校の児童・生徒を持つ保護者世帯には大きな負担となります。小学校の高学年、5年、6年ですと、月500円、年額で5500円という形になります。年子で5年、6年といたらしゃれば1万1000円と、こういう形になります。

「月500円ぐらい」と思うか、「500円も」と思うかということとはございます。確かに、保護者からいただくのは材料費のみでありまして、それ以外の人件費、水道光熱費、その他の費用はすべて一般会計で処理されております。これは小学校給食、給食法にのっとって当然のことでもあります。さりとて材料費に相当する部分だから保護者の負担のみでいいというわけにもいかなくなってきているのではないかと。昨今の原油の高騰に伴う、「この冬、灯油をどうしようか」というようなことが言われて、国レベルでも論理の矛盾はあるけれども、「福祉灯油」という発想すら起きてきている段階でございます。

そういう意味からいくと、材料費の負担としても、それに代替的な、見合う部分の何らかの形の保護者の方の財布から多くお金を出さなくて済むような方法はないのか。例えば、高学年の方だと修学旅行の補助等が出ております。福生市におけるいろいろな所得の低い方等々に対する財政支出も要保護、準要保護等を足しますと25%ぐらいになるかと伺っておりますが、それらの方は全額給食費は扶助していますから、残りの75%に当たる保護者の方々に対して、どのような形でこの負担を軽減することができるのか。これは通常発想ですと、あり得ないわけでありまして、勘定科目を代替的に使う、発想としては難しいであろうということは百も承知の上での質問でございまして。ですから、まずはこの保護者の負担増の試算はどのようになっているか、また保護者負担増に対しての負担軽減策はどのようにするのか。お答えは見えておりますが、あえて聞かせていただきます。

最後に、どなたかが言うかと思っていたらなかなかどなたも言わないので、私の方で問題提起をさせていただきますが、現在、小学校の給食センター、予算・決算のときにいろいろ修繕費等で上がってくるときに申し上げますが、非常に最新式の設備が入っているわけでもなし、手狭の中で非常に厳しい環境の中で調理を行っていると私自身は思っております。

現在、2カ所の給食センターは建物設備の老朽化、人的資源の問題、食育という立場の発信の場としての課題など大きな課題を持っておりますが、いずれも他の時期には小学校給食のあり方からセンターをどうするのかという問題を提起する必要があるとございます。私自身はそれほどの時間的余裕はないのではないかと考えておりますが、実施計画の中にも全く上がってきておりません。

現在のセンターの課題をどのようにとらえているのか、新しい給食センターの構想をどのように考え、進捗をしているのか、当然のことながら具体的な方法として自校方式、センター方式、公設民営、完全委託などの給食のあり方の基本構想の整理はできているのか、まずは最初の質問として伺いするものであります。時間があるようで余りないので、答えは簡潔で結構でございますので、再質問もたくさん用意してございますので、よろしく願いを申し上げます。以上です。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 青海議員さんの御質問にお答えをいたします。

ユニバーサル社会の実現に向けての1点目、第3期地域福祉計画改定版の障害者計画の市民・当事者参加ということでございますが、平成15年度に策定した第3期福生市地域福祉計画は実施期間を平成16年度から平成21年度までの6カ年としておりましたが、社会福祉基礎構造改革による大きな制度変更や、第3期介護保険事業計画が策定され、高齢者福祉計画分野との整合性の必要があること、さらに、障害者自立支援法が制定をされまして障害福祉計画の策定が義務づけられたことにより、障害福祉計画を内包した第3期地域福祉計画の改定版を本年の3月に策定をしたところでございます。

策定に際しましては、市から福生市地域福祉推進委員会、委員さん22名いらっしゃいますけれども、この改定についての諮問をいたしまして、委員会では延べ9回の審議を行いまして本年の2月に答申をいただいております。

なお、障害者関係団体(福生市身障協会・福生市手をつなぐ親の会・精神障害者関係者等)からの意見聴取を行うとともに、福生市障害児子育て支援を考える会からは会独自の障害児の実態に関するアンケートも提出をされました。また、市広報に「第3期福生市地域福祉計画の改定にご意見を」という見出しで、市民の皆さんからの意見も募集をしたところでございます。地域福祉推進委員会では、これらの貴重な御意見や、委員として障害者団体の代表者の方も当然入っておられますので、そういった皆さんで十分な議論をしていただいて、この案ができ、それをもとにして市としての計画をつくったと、こういう形になっております。

次に、2点目の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい福生市づくり条例」というお話がございました。国の障害者福祉施策は平成15年度から支援費制度が導入されまして、それが改正をされ、18年度からは障害者自立支援法という形になったわけですが、障害のある人々に身近な市町村が責任を持って一元的にサービスを提供することという形になっております。市では総合計画及び地域福祉計画に基づきまして、障害者福祉推進の基本的な考え方として、ノーマライゼーションの実現を掲げ、障害のある人もない人も一人の人間として同じ権利を持ち、住み慣れた地域とともに生活し、ともに社会に参加することの理解を進めているところでございます。

また、お互いに支え合うことで、すべての人が自立した生活が営める、すべての人のための地域社会づくりを目指すため障害者への情報提供と相談体制の実施、障害者福祉サービスの円滑実施等さまざまな施策を行ってきているところでございます。

御質問の暮らしやすい福生市づくり条例ですが、千葉県では障害者の差別をなくす県条例を制定したようでございますけれども、市といたしましては地域福祉計画に基づきさらなる障害者福祉サービスの推進を具体的に図っていきたいと考えておりまして、暮らしやすい福生市づくり条例の制定といった問題につきましては今後研究をしていまいりたいと、こんなふうに思います。

なお、毎年12月3日から9日までが障害者週間でございます。このこと自体知らない人が大変多いのではないかなというふうな思いがしておりまして、改めて障害者に

対する理解と認識を深め、障害のある人もない人も、ともに暮らせる社会の実現を目指していきたいと、そんなふうに思うところでございます。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

以上、青海議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 青海議員さんの御質問にお答えをいたします。

小学校のネットフェンス改善についての1点目の、各団体にアンケート調査を行った以降の進捗状況についてでございます。この調査は「学校体育施設使用におけます安全対策アンケート」と題するものでございまして、ネットフェンスを超えるボールの飛び出しの実態とあわせ、校庭の芝生化に伴う各団体の意向確認なども調査することを趣旨として、学校体育施設使用登録団体に対しまして本年6月に実施をいたしております。

この登録団体のうち校庭を使用する団体、すなわち少年野球、少年サッカー、成人サッカー及びソフトボール、そして各校PTAを抽出して、5種目43団体にアンケート用紙による記入式をお願いをいたしました。回収の状況ですが、有効回収数は27団体、有効回収率62.8%という状況でございます。

御質問が、小学校のネットフェンス改善についてということでございますので、小学校を使用する団体からの結果につきまして申し上げますと、4種目19団体となりまして、ボールがフェンスを超えて学校外に飛び出したというお答えの団体は19団体のうち13団体、68%という結果でございました。その頻度といたしましては学校や種目によって差があるようでございます。学校ごとの数字は、後ほどまた教育次長からも申し上げさせていただきますが、少年野球や少年サッカーより成人のソフトボール団体による飛び出しの方が多いという傾向でございました。

この調査は、冒頭申し上げましたようにアンケート調査でありますので、今後はこれらをもとに小学校の校庭を利用する団体への聞き取り調査など、もう少し細やかな調査分析を継続させていただきたいと考えており、いましばらくお時間をいただきたいというふうに存じます。

また、2点目の地域に開かれた学校づくりに対しての取り組みについて、その基本的な考え方についてお尋ねをいただいております。各学校におきましても地域や学校外の人々によります学校の授業の支援としてのゲスト・ティーチャーとして活動をしていただいたり、学校図書館でのボランティア活動、校内美化活動や健全育成のバックアップ、部活動での外部指導など、あるいはまた道徳授業地区公開等によります学校公開や学校評議員としての活動など、従来から学校を開くことにつきまして取り組みをさせていただいてきております。学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力が、子どもの健全育成の必須要件と市教育委員会では強く認識をし、かねてからその教育目標及び基本方針に掲げまして、学校への指導も行っているところでございます。

学校施設の開放によります少年野球や、少年サッカー等の指導を通じました地域の大人の人とのかかわりは、地域の人材による地域の教育力が子どもの健全育成の一助となる実践活動でございますし、指導者等の地域住民と学校との交流・連携にも結び

つき、学校教育の場にも還元することが期待をできる活動と認識をいたしておりますので、社会体育の振興のみならず、開かれた学校への取り組みの一つとしても位置づけをいたしております。

次に、小学校給食費につきましての第1点目、保護者の負担増の試算ということでございますが、現行の学校給食費は平成5年度に改正を行い、以後15年間改定をせず据え置いてまいりました。その間、消費税率が3%から5%に改正されましたことや、最近の食材費の高騰によりまして、児童に安全・安心でおいしい給食の提供が困難な状況となっております。

そこで、明年4月から小学校給食費を改定させていただこうとするわけですが、その目的は2点ございまして、一つは、児童の健康増進と給食内容の質的向上及び運営の充実を図るためでございます。次いで第2点は、給食回数を現在の186回から6回ふやしまして192回にいたし、授業時数の確保を図り、より一層の学力向上に向けての一つの方策につなげていこうとするものでございます。

御質問の保護者負担増の試算ということでございますが、対象人数は平成20年度の児童数見込み3021人、そのうち要保護世帯の児童数38人、準要保護世帯の児童数719人と見込んでおりまして、率にいたしますと25.06%ということになります。差し引き2264人の児童が改定による影響を受ける児童の見込みということでございます。

また、金額面では現行の小学校給食費は1学年から6学年まで一律に月額3500円でございますが、低学年の1、2年生の場合につきましては月額3700円に改定し月200円、1食当たり11円46銭の増額。中学年の3、4年生の場合には3850円に改定し月350円、1食当たり20円5銭の増額、また、高学年の5、6年生の場合は4000円に改定し月500円、1食当たり28円65銭の増額を予定をいたしているところでございます。

2点目の保護者負担増に対しての負担軽減策はどのようにあるかという御質問でございますが、今回の給食費の改定に伴いまして、直接そのことに結びつけた振り替え策ということにつきましては申しわけない次第であります。施策化の予定はございません。予算編成におけますトータルな面の中で、子どもにかかる施策や子育て支援にかかる対応等が図られていく予定でございます。

例えば、学校教育の部分で申し上げますなら、要保護、準要保護世帯に対する改定に伴います保護者負担分は、制度上当然のことではございますが、全額公費で負担をするということになるわけでございますし、また、別の側面で見えてまいりますと、ふっさっ子の広場の事業につきましては、さらなる拡充に向け施策の取り組みをしていく予定でございます。何とぞ御理解をいただきたいと存じます。

次に、小学校の給食センターにつきましてでございますが、現在の給食センターの課題につきまして、現在の給食センターは施設の老朽化と調理職員の高齢化に直面をいたしております。その施設は昭和54年9月と56年5月に開設をいたしました施設のため、文部科学省の学校給食衛生管理の基準によります学校給食施設のドライシステム化や、食品の適切な温度管理、2次汚染防止するために汚染作業区域と非汚染

作業区域の明確な区分等がなされていない施設になっております。また、経年劣化が進んでおりますために、設備の故障による事故や衛生管理基準不適合から生ずる事故等への対処の心配もある施設でございます。

調理職員の高齢化の問題でございますが、現在、再任用職員を含めて18人の調理職員がおりまして、50歳代5人、40歳代8人、30歳代4人の年齢構成になっております。平均年齢も49歳と年々少しずつ高くなってきております。このような中で児童に安全・安心でおいしい給食の提供が年々厳しい状況にあると、認識はいたしているところでございます。

2点目の、新しい給食センターの構想の進捗ということでございますが、現在の給食センターの施設等の状況からいたしまして、調理職員が衛生管理の徹底を図っていく上にも少し限界がありました。また、施設及び設備の修理等の経費が年々増加をしていくことなどを考えまして、給食センターのあり方について検討をいたしているところでございます。

検討に際しましては、自校方式、センター方式、一部事務組合の加入、公設民営、一部委託、または完全委託につきまして検討をいたしております。目下のところで明らかなことは、まず、各学校単位で実施をします自校方式では食育の推進、適温給食の提供などのメリットがありますが、小学校の敷地等を考えますと、これはなかなか困難なことでございます。

次に、コストのことを考えてまいりますと、一部事務組合への加入や委託化が望ましいという方向になります。一方で、2時間以内での喫食や食育の取り組みが厳しくなる等の問題もございます。

以上のようにおのおの得失の検討を進めておりまして、まだ庁内での意思統一の段階には至っておりません。いずれにしましても、給食は教育の一環として位置づけられ、特に食育における教材としての役割も大きくなっており、生活科や社会科、総合的な学習の時間等の強化等々のリンクをいたしまして、学校と連携して高い教育効果を得るために、また、安全・安心に裏打ちされた給食を実施するために、文部科学省の学校給食衛生管理の基準に即して調理をされた給食が提供されることが望ましいと、このように考えております。今後、このことを基本に小学校給食についての検討をいたしてまいりたいと存じます。

以上、青海議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○教育次長（宮田満君） 教育長の答弁の補足をいたします。

学校施設開放についての学校体育施設における安全対策アンケートの種目別学校ごとの集計でございますが、まず、少年野球では第四小学校だけデータがございませんでしたが、ボールの飛び出し回数は第一小学校が月に1回程度、第二小学校が月に8回程度、これは毎回と答えているものでございますが、月に8回使用しているため、このように考えてございます。第三小学校が年1回程度、第五小学校はゼロ回。第六小学校は月に2回程度、第七小学校は月に1回程度という状況でございました。

少年サッカーの団体でございますが、第一小学校だけデータがございませんが、第二小学校はゼロ回、第三小学校は半年に1回程度、第四小学校は月に4回程度、これ

につきましても毎回と答えておりますが、月に1回程度の使用でございます。第五小学校、第六小学校及び第七小学校ではともにゼロ回でございました。

ソフトボールの団体でございますが、第一小学校は半年に1回程度、第五小学校はゼロ回。第六小学校は月に4回程度となっております。

P T Aのソフトボールにつきましては、半年に1回程度が多く、第六小学校では月に4回程度と回答を得ています。以上、教育長の補足答弁でございます。

○議長（原島貞夫君） 午後3時10分まで休憩いたします。

午後3時2分 休憩

~~~~~

午後3時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（青海俊伯君） 御答弁、ありがとうございました。それでは、改めて質問させていただきますが、先ほどの阿南議員ではないけれども、市長の答弁にもありましたように12月3日から9日は障害者週間でございます。私も持ってきましたけれども、なかなかよくできたいい紙面をつくっていただいたと思っておりますが、いささかこの点についてちょっとお話をさせていただきます。

それはそれとしまして、第3期地域福祉計画改定版を十分議論をしたと、御答弁をいただきました。その地域福祉計画の6ページのところに、こういう項目があるのです。「市民みずからが進める地域福祉の推進」という中で、アとして福祉への理解、支え合いの浸透、イとして市民が自由に行動し活動できるまちへというのが載っておりますが、要は市長のお話のように障害者週間といってもこれだけ広報ふっさで紙面を割いたとしても、なかなか「あ、そうだったのかな」というのが現状でございます。そういった中で、市民みずからが地域福祉の推進をと、特に障害者福祉に対して関心を持とうというときには何が大事かということ、情報が一番でございます。支え合い、励まし合うという意味合いでも当事者の方々がお互いの立場で共有をして、あるいは御家族が同じ痛みを共有して、そして励まし合っていくという意味から言うと、各種団体の情報が市の発行するところにどこにも載っていない。障害福祉の窓口では、福祉サービスガイドブックというすばらしい冊子をつくっていただいております。「心身障害をお持ちの方へ 福祉サービスガイドブック 19年4月1日現在」という形で、前書きに、「この冊子は平成19年4月1日現在、主に身体障害者手帳、あるいは愛の手帳をお持ちの方に対しての福祉サービスについてまとめたものです。日常生活においてさまざまな福祉サービスを受けるための手引としていただければ幸いです」というところから始まりまして、るる各種手当の対象者、あるいは支給制限、申請の仕方等が載っております。

そういう意味から言うと、この福祉サービスガイドブック、大変すばらしい。であれば、本当に真に障害者の方の立場から考えれば、生まれながらにして障害をお持ちの方はいろいろな角度で長い間の経験の中で、いろいろな方と出会いながら各種団体とめぐり会うこともあるかもしれません。しかしながら、途中で障害をお持ちの方等については、現実の生活と全く違う生活を余儀なくされる場合が多々ございます。そ

の折に、同じような障害を持っている方々との連携を取り合う、とても大事なことであります。任意団体とは言え、せめていろいろな形で、先ほどの福祉計画をつくるに当たっても、答弁にもありましたようにさまざまな各種団体から御意見を伺っているということでございますので、それらの代表的な団体について御紹介を入れていただきたい。また、入れるのが当然ではないかなと、このように思っておりますが、これはお金のかかることではないので、基本計画も何も要らないわけですからすぐやっていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

それと、戻りますが、この障害者週間であります。東京都はいろいろなイベントを組んで、東京湾に舟を浮かべていろいろな方を招待しながらイベントをやったり、あるいは各緊急のダイヤルと言いますか、緊急で何か相談事があればというのを大きく報道をされております。ホームページにおいてもしかりでございます。それから言いますと、この紙面の中で「心身に障害のある方へ主な福祉施策を紹介いたします」と、「問い合わせは」と障害福祉系の電話番号が書いてございますが、一連の縦書きのこの部分でございます。こういうときこそ障害者週間ですよと、ボランティアとして関心をお持ちの方、あるいは障害者をお持ちの御家族、御本人、心配事がありましたらこの1週間、ここへ電話くださいと大きく障害福祉系の電話番号、あるいは社会福祉協議会の電話番号を書いて啓蒙する、それぐらいしてもまだ足りないとは思いますが、そういう意味から言いますと日常の通常の流れの中で、通常の何々週間が始まりました。何々週間が終わりました、というレベルの発想でしかない。そこには障害者の方の姿は見えないのであります。そういう意味から言って、ぜひともこの次の機会、いろいろな障害者週間に限らず、いろいろな週間が予定されておりますが、大きく相談窓口として電話110番ではありませんけれども、相談できるような電話の案内をしても、それでこそ初めて福生は本気だなと、障害者の方が何かあったら、今まではどこに相談すればいいかわからなかったけれども、障害者週間のこのときに全面に相談窓口の電話が書いてくれてある、ありがたいなと思うのではないのでしょうか。

市の人口の3.1%に当たる1879名の方が手帳をお持ちになっている。その後ろには御家族がいて、そして御親戚がいて支え合おうとしているボランティアの方々がいる。そういうことから考えると、一つ一つの仕事に本当に責任を持って対応していただきたい、お願いするところであります。この辺の取り組みの仕方について御答弁をいただければと、このように思っております。

そこで、その次にこの地域福祉計画改定版の84ページに、議員の方、お手元にならない場合はうちへ帰って見てください。84ページに「障害者分野 障害者計画における施策」として「障害者への情報提供と相談体制の充実」とございます。その中の5番目に「公的扶助、年金手当の周知として制度の周知を図り、対象となるすべての人が年金や各種手当の受給ができるように周知をする。進め方としてさまざまな手法により市民へのPRに努めるとともに相談体制の充実を図る」とあります。そして、「現状17年度、目標22年度」と何が変わるかと見てみれば、17年度も22年度も「相談体制の充実」と、この漢字平仮名七、八文字で全く同じであります。ほかのところは何人を何人へとか具体的な数字が入っている。どうも読み込んでいきますと、あい

まいな表現をしているところはやはりあいまいなままになっている。せっかく多くの方々の意見を聞いてつくり上げたと言われる地域福祉計画であります。しっかりと目標を定めて、平成22年にはこうするのだというようなところまで精査をしていただきたい。

なぜこのことを言うかという、きのう、きょうの新聞報道によりますと政府与党プロジェクトにおきまして、自立支援法における障害基礎年金の引き上げを目指していると、与党PTで合意を見たと、障害基礎年金の引き上げが2級の給付額を1級並み、月8万2000円まで引き上げる。またサービス費の4分の1の減免措置が年収基準を現行の600万円未満から890万円未満に変更すると、とても大きな自立支援法の負担軽減措置が実現する流れとなっております。いざこれが法律として出てきた場合に今のようにどこに相談すればいいのだろう、この84ページには周知を図れるような相談体制を充実するとうたっているけれども、どのように充実させるのか、そのあたりどのようにお考えになっているのかお伺いをするところであります。

こういう大きな法制度の変更等において一番困るのは、ほとんどが申請主義でありますから、「知らなかった、聞いてなかった、わからなかった」でそのまま、本来受けられるサービスが受けられないで過ぎてしまうというケースであります。何としてもそういうことをなくしていかなければいけないと、そういう意味においては相談窓口は徹底しなければいけない。だからこそ、この障害者週間3日から9日まで、間にここに相談してくださいというような大書きの電話でも書いておく必要があるのではないかと考えてございます。以上、この点、第1問、第1項目につきましてはこの辺にしておきます。

声がだんだんと大きくなってまいります、まだまだ続きますのですみませんが、続きましてネットフェンス、先ほど御答弁をいただきましてありがとうございました。補足説明で、次長の方から半年に1遍とか月に何回とかというわけですが、大体使っているのは土日を中心にして使っている、最大でも月4回、土日使っても8回というのが大体、ほとんどですよ。それで、2月20日に私ども公明党会派で緊急要望を出しました。また、3月5日に議事録に載っておりますが、19年度予算審査特別委員会最終日において、私が当時の教育次長、今は議会事務局長ですが、吉野次長に質問いたしました。きのう会議録を確認しましたら、「必要なところは検討していきたい」と、それが一つの答弁でありました。粘りに粘って必要なところは検討していきたいという答弁をいただきましたが、また、よく市長は「よき市民の協力を得て協働で物事を進めていきたい」とおっしゃいます。実際に「よく市民」といわれる代表格のような方々が少年野球を指導されたり、少年野球チームにいたり、お祭りにも参加してくれる、いろいろなボランティアにも積極的に出てきてくれる、まちの各種の運動にも積極的に身を粉にして動いてくれる人たちではないですか。地域の核になってくれる方々ですよ。

それらの方々のいろいろな要望を、その時々に必要なことを実施をしないということであれば、やはりその方々はどう思うでしょうか。逆に言うと、毎回の一般質問で、「余り青海、うるさいから、こういうふうに言っておこう」と、「4年が1遍過ぎれば

落ちるかもしれないし」と、「静かになるから待っていよう」というのかもしれないけれども、教育長にちょっと聞きたいのですよ。

次長が変わるとだんだんトーンダウンをしてくるかどうか。現実問題トーンダウンしているのですよ。「検討する」と言ったら検討していただきたいのです。「研究する」と言ったら研究をしていただきたい。そうでなければ、私たち議員は議会のないときに各地域に入っていろいろな方と意見交換をして、選挙に投票してくれるか、くれないかは別としても、地域の代表として声を届けてもらいたいという思いでいろいろな議員にいろいろな話をするわけですよ。それは議員が市民の代表として選挙で選ばれて議会で発言するからという期待感ですよ。そして発言をして、それはむちゃな、できないことも言うかもしれないけれども、一つの市民の声であることは間違いないわけですよ。懇切丁寧にお願いをして、予算がないかもしれない、優先順位はどうかかもしれない、しかし大きな全体の中から見たら何とかならないの、その中で「検討します」というふうになれば、『「検討します」と言っていましたよ』ということになるではないですか。

要は、このネットフェンスの問題に限らずですが、理事者側の方々は議員の一般質問、あるいはいろいろな形での要望・要請についてどのような認識を持っているのか改めて教えていただきたい。「いや、この場が過ぎればいいのだ」と思っているのだしたらそれで結構ですよ、私もそれなりに対応しますから、ということであります。

それと、お聞きしたいのが、この小学校全部7校一斉にやったら、ネットフェンスの改造、改修工事はどのくらいかかるのでしょうか。金額を教えていただきたい。予算はこれからつくるわけですが、確かに、あれもこれもと言ったら予算がオーバーになってしまうのは当然であります。喫緊の課題から詰めて、社会教育にはこの程度入れなければいけないとかいろいろあると思いますが、ではその中で、予算がないといった場合に、私は1度お伺いをしたいのですが、これは企画財政部長に聞きたいのだけれども、この議会の定数2を削減したお金はどこに行ってしまったのですか。特定財源でないのはわかりますよ。しかしながら、これは皆さんの努力でできたものではないではないですか。であれば、全体の中でこれはこういうふうに使わせてもらいましたというのがあってもしかるべきだけれども。というようなことも聞きたくなってしまうわけですよ。その辺のところも、何と御答弁すればいいのかわからないだろうけれども、そういう思いがございます。

確かに、実施計画に載っていないものは後期の基本計画に載っていないくて、実施計画に載っていないものは予算化されないというのはわかるけれども、しかしながら、実施計画一つにしてもそのときにつくったものがローリングして出てきたときに、果たしてそれがこれだけ時代の情勢が変わる中で、ついこの間まで原油がこんなに上がるなどと思ってもみななかったわけですよ。小麦粉も上がる何も上がる、かにも上がるという世の中になるなどとは、そんなに多くの人が予想していなかった、そういう時代の背景があったときに、基本計画の見直しだって当然あってしかるべきだし、そこに載ってなかろうが何しようが、やるべきことはやっていくことが必要なのではないかという気もしておりますが、その辺のところをお願いしたい。

続きまして、小学校の給食費、要するに75%の方が対象になるわけでございます。これは本当に、さっき言いましたように国においてさえ、あれだけロジックのかたまりみたいな、論理のかたまりみたいな国の予算をつくる上においても、できる、できないはわかりませんが、話題として寒冷地における灯油の値段を下げる、福祉灯油という発想も出そうかと、これは道路特定財源の揮発油税をどうこうするのはまた別に出してみようかという、論理ではなくて情の世界で判断をする場合もあるわけでございます。それから言うと、確かにこの給食費だけを見ると「月500円ではないの、11カ月分で5500円」、ほかにいろいろな子育て支援策をやっているから、ふっさ子広場も充実するしという発想も確かにあるでしょうけれども、子育て支援、少子化対策、高齢化対策は当然のことであります。その上に立ってもろもろの諸物価が上がってきて、そうでなくても年収レベルでは他市と比べてそんなに高くない福生市の市民の方々に負担感を与えないための施策は何かないのか。そんな思いでございますが、「施策化の予定はございません」と一刀両断でございますので、「そうですか」というわけにはなかなか行かないので、もう一度粘ってみますので、そういうふうな判断は成り立たないのかと、1度そういうことをすると、ほかの予算のときにも「あれのかわりにこれをどうしろ、こうしろ」と出てくるのではないかという発想もあるのも確かでございますが。しかしながら、時とあるいは内容によっては情の厚いところで動いたところで、何年もやれなどということは言っていないのであって、落ち着いて負担感が軽減されるのであれば戻してもいいではないですか。

合理化という行政改革の名のもとに、大英断でいろいろな策を削減してまいりました。今まで私も公明党はそれもやむなしとして一般会計予算にも賛成をしてまいりました。しかしながら、ここへ来ての各種の値上げを含めて各子育て真っ最中の御家庭に対する経済的な負担はかなり大きなものがあります。月500円にしても、その何分の1かでも何とかならないものか、知恵を絞っていただきたい、このような思いでございますので、再度お聞きをいたします。

最後に、給食センターでございます。今、御答弁をいただきましたように問題意識はかなりお持ちになっていらっしゃるのですが、まだ一本化されていないというか、「こうしよう、これで行こう」というところまで来ていないということでございますが、そこで、理事者の皆様方の背中を押したいなと、こう思っております、大胆な提案をさせていただきたい。

私、議員になってからずっと給食センターを何回か見せてもらったり、お話を伺っていてずっと気になっておりました。前職が食品の製造工場に17年いた関係で、自分が管理者だったらどうするかということで、絶えずそんな視点で物を見ていましたので。まずは、自校でつくるか、各学校につくるか、センターでつくるかということが問題になりますが、幾つか自校直営のメリットも、自校直営の方がいいという方の御意見の中にこういう意見もありますので、対比していきたいと思えます。

「地元の食材を使って化学調味料を使わずに安全でおいしい給食を子どもたちにつくっている」これが一つの自校の特徴でもある、きめの細かいサービスができる。しかしながら、これは自校でなければできないということではなくて、現に福生市のよ

うな小さな地域では現センターでも十分に機能していると、このように思っております。

また、別な御意見では「食物アレルギーの子どもにも簡単な除去食や代替食などを出せる、大量の食材を見積もり、入札するセンター方式は細かい対応ができるかどうか心配だ」と、そういう声も自校直営方式を推す方にはございます。しかしながら、この「きめの細かいサービス」につきましても、明確なレシピや管理能力、全体の作業の平準化、管理栄養士さんがしっかりと管理して調理できる体制をつくることであって、逆に各校単位でつくった場合の条件が7校違うわけですから、ぶれる可能性もあります。

そして、どこのだれがつくったのかわからないものと、わかるものでは食べる子どもたちの思いも違うと、これについても管理レベルの問題で、トレーサビリティの問題、あるいは生産者を指定していく方法等もあり得るわけで、自校とセンターとの対比にはならない。そして、家庭科や総合学習などの授業に栄養士さんが出向いて食育の教育をできるのも自校の特徴であるということでございますが、これらについては現給食センターの調理をされる方、あるいは管理栄養士さんが各学校でいろいろな形で子どもたちと関係を持って、直接話もされて教育もされている。

そして、よく言われることですが、給食の食べ残しは自校方式では職員が食べ残しを見て、どうしたら子どもたちが食べられるようになるか考える検討材料になるけれども、センターではごみにしかならないのではないかとということではありますが、これはそんなことはないわけであります。

というようなことから分析をしてみますと、私自身はしっかりとした機能を持たせたセンター方式でつくるべきではないかこう思いますので、これから提言と言いますか、要望と言いますか、ぜひともこんなこともその考えの一つにしていだきたいということをお願いしたいと思います。

今、二つのセンターを一つに統一をしましょう。場所は第八小学校予定地、自由広場でございます。製造規模は小学校児童の完全給食としての4000食製造可能なラインを1機。プラス将来に備えて拡張スペース2000食ライン、ほか食育の拠点としての50人規模の調理実習室を備える生産規模として、衛生基準は学校給食法による衛生基準プラス、HACCP準拠の工場とします。センターの特性として食材の入荷から食材事前加工、調理ライン、一時保管スペース、出荷ベースまで一直線の直線ラインとする。そして、将来の発展の可能性、中学校ランチルームへのメニューの製造、高齢者配食サービスの提供なども考慮に入れた拡張ラインベースを、スペースを確保しておく。そして、食育の拠点としての調理実習室による給食メニューの調理実習、キッズ調理実習棟、地域と保護者に開放された機能を持たせるということであります。ここの部分は、ちょうど昨年になりますでしょう、総務文教委員会で食育をテーマに福井県小浜市を視察に行きました。そのときにちょうど同じような調理実習をして、地産地消、そしてみずから小さいお子さんも調理室、厨房でつくっているという光景を目の当たりにしたことが印象に残っております。

センターの特性の4番目として、市の職員によるセンター直営方式、5番目として

配送については専門業者に委託をして、温度管理の徹底をした温冷分離物流、配送時間管理機能を持たせるといった形で行ってはどうかという提案をいたします。

学校につきましても配膳室の改良が必要でしょうし、各小学校の配膳エレベーター改修も必要かと思います。そして、容器は強化磁器容器導入による容器回収システムも必要でございましょう。ですから、給食の方法としては強化磁器容器によるお茶碗とおはしによる食事の実現、食育ツールの提供、そして給食メニューのレシピ公開で、調理実習等の体験学習。残菜の処理は現行と同じ養豚業者に受け入れ依頼するのと同時に、生ごみの堆肥化センターへの（東京都が今、研究をしておりますが）持ち込みを検討されたらどうでしょうか。そして、大事なところはセンター建設業者の選定につきましても、専門業者によるコンペ方式をぜひともやるべきかと思っております。それはセンターの概要から生産ラインの構成から温度区分、品質管理まで精通をした専門業者によるライン構成でないと、私の経験からろくな工場はできません。一括管理ができるところに依頼すべきであろうと思っております。

また、ソフトの分野においても一体の提案として、生産数量の決定から原材料手配から出荷管理に至るまでできるソフトの導入が必要かと思っております。

概ね、ざっくり言って十三、四億円ぐらいの規模かなと思っておりますが、私はもう既にこういう給食センターをイメージできてうれしいなとひとりでほくそえんでおるのですが、一つの御提案でございまして。何かの折に御参考にしていただければなと思っております。

それは、一つの夢物語として、いずれにしましても経年劣化が進んできています。大きな装置一つ壊れても、給食の停止、あるいは職員事故の発生ということも考えられ得るほど、私自身は今、危機的な状況にあると思っておりますので、早急にプロジェクトを立ち上げていただいて、私が今、御提案した内容がいいのか悪いのかは別としましても、一つの方向を出して、建設に向けてどんな形でまとめるかということに向けて一歩足を踏み出していただきたい、お願いでございまして。この辺について、そういう動きをするかどうか、いつまで今の状況で煮詰まっていないという形のまま、ほうっておくのかどうかでございまして。

食品の工場というのは、建物を建てて、庁舎みたいにすぐに引っ越してすぐ製造開始というわけにはいかないのです。一般生菌数から黄色ブドウ球菌を含めて、土壌菌の管理からすべてやるには、半年ぐらいは寝かさなければだめなのです、温度管理をして。それから行けば、通常の建物の1.5倍ぐらいの期間がかかる。ということは、実務で携わった人の世界では常識でありますからして、それから言う時間が無いなと私は思っておりますが、どのような形で今後、給食センターのあり方について具体的に御検討をされるのか。これはセンターにするかどうかは別です。今のセンターは、私はもう何年も持たないと思っておりますから、そういう意味から言うと一つの方向を出すべき時期ではないかと。その意味では早く方向を出して、それなりの道筋を、計画を推進されたらどうかということでの質問でございまして、以上、よろしくお願いをいたします。

ということで、再質問は終わります。よろしくお願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、1項目目のユニバーサル社会の実現に向けて、に関係いたしまして、3点ほどお答えをさせていただきます。

まず、障害者関係団体への情報提供ということかと思いますが、御指摘いただきましたガイドブックの方に障害者団体の御了解をいただいて、こうした情報提供をしていきたいと、そんなふうに考えてございます。

それから2点目、この障害者週間の広報でございますけれども、確かにちょっと、市役所の広報なので問い合わせ、相談先がちょっと遠慮したかなとそんな気がします。ただ、それ以外の相談窓口は結構アピールしたつもりではあるので、その辺、今後ちょっと対応させていただきたいとそんなふうに思っております。

それから、地域福祉計画の84ページということで御指摘をいただきました。確かに公的扶助、年金手当の周知、相談体制の充実、現状がそうで、目標もそうだという御指摘でございますが、ちょっとこの辺、表現が大分古いような気がします。公的扶助と今言うのは余りはやらないかなとそんなふうに思いますが、いずれにしても、相談体制につきましてはいろいろここで障害者の制度がさまざまに変わってきておりまして、それによって対応、私どもの市のいわゆる障害福祉係でありますけれども、そうした職員体制の充実には努めてきたところでございますし、また、障害者、精神障害者のいわゆる生活支援活動センター、ハッピー・ウィングでしょうか、そうしたものも一つの相談窓口であるというふうな認識をいたしております。

さらに、やはり精神障害者に限って言わせていただきますが、やはり相談、対応が極めて多い状況になってきております。実際には保健師、あるいは精神保健福祉士といった専門職対応が求められるわけでございますけれども、そうしたものの充実をできれば何とかそうした専門職の確保を図っていききたいかと、そんなふうに思っております。

さらに、自立支援法が施行されまして、障害者の就労につきまして就労支援をしていく体制をどうするか、これは阿南議員さんにも一般質問でお答えをいたしましたが、そうした体制もやはり整えていく必要があるのではないかと、そのようなふうに現時点では考えてございます。ただ、この計画を策定する段階でさまざまな制度改正に、いわゆる追いつかなかったという言い方は変でございますけれども、なかなかマッチしづかったということはございます。したがって、時期の改正、地域福祉計画、一応目標年次は、改定版は22年度までとなっております。それまでにいろいろな形で改めて見直しをさせていただきたいと、そんなふうに考えております。

○教育長（宮城眞一君） 私の方から1点、お答えをさせていただきます。

小学校のネットフェンスにかかわりまして、人が変わるとトーンダウンするのか、あるいは議員の要望をいかに認識しているかという御質問をいただいているわけですが、もちろん私どもは選挙の洗礼を受けてここにおられるということについては、その重さを十分に認識はいたしているつもりでございます。したがって、御要望をいただいていることの重さということについてもひしひしと感じながら施策化をするということが、私どもの使命だというふうに理解をいたしております。

そういう中で、一方では甚だ申しわけない次第ではありますが、予算という制約もあ

るところでございますので、いかに知恵出しをするかということが私どもの仕事の一つだというそういう理解のもとにあります。

なお、仕事は組織としてやらせていただいておりますので、決していただいている御要望について私どもがそれを無視をしたり、あるいはそれ以外のことを考えたりというようなことは毛頭ないわけでございますので、この点は特段、御理解をちょうだいをいたしたいというふうに思います。事の重さについては十分認識をした上で、粛々といろいろなことを進めたい、知恵出しをしたいと、このように考えておりますので、特段の御理解をいただきたいと思います。

○教育次長（宮田満君） 再質問にお答え申し上げます。まず1点目、小学校のネットフェンスを改善した場合の費用負担でございますが、その前に少年スポーツを指導されている指導者の方々の日ごろの活動に対しまして、非常に尊いものであると我々は感じておりまして、また認識をしております。また、尊敬もしているところでございます。この7校の費用負担でございますが、7校全部で5880万円かかると、今、見積もってございます。

次に、2点目、小学校給食費の負担でございますけれども、今回、15年ぶりの改定ということで、15年間、デフレ気味の中で何とか抑えてまいったわけでございますけれども、また、消費税も上がると、そういった中で知恵を絞って何とか安全でおいしい給食を児童に提供しようということで頑張ってまいったわけでございます。しかしながら、今回は原油の高騰を初め小麦の値上がり、そういったことから、これ以上もう現行の給食費ではとてもできないと、そういった断腸の思いもありまして、改定をさせていただきたいということでございます。何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、給食センターのことでございます。非常に貴重な御提言をいただきまして、ありがとうございます。大いに参考に、参考と言うと失礼でございますが、活用させていただきたいと思っております。

また、この検討につきましては17年度から教育委員会では、さまざまな角度から検討しておりまして、一応内部ではある程度一定のまとまりができつつございます。今後、これは庁内全体の合意を得るような形で持ち上げまして、なるべく早い時期に方向性を出したいと思っております。どうか御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、実施計画についての考え方でございますが、御指摘のように社会情勢の変化等に対しまして的確に対応していくために、毎年3年間のローリングで策定をしているところでございます。

続きまして、次に保護者負担増に対しての負担軽減策についてでございますけれども、先ほど、教育次長の方からも話がございましたとおり、今回の給食費の改定により保護者負担がふえることになるわけでございますが、この負担増につきましては食材購入費に充てられ、その分、児童の健康増進、給食の質的向上につながるものでございます。したがって、この負担増は直接児童へ還元をされるものでございまして、この対応として児童の保護者を対象に市税等を財源とする新たな補助金の創設や

既存の補助金のレベルアップ等を関連づけるのは大変難しい問題だと、そのように考えております。

また、言いかえますと御指摘の新たな補助金の創設やレベルアップ等につきましてはそのそれぞれの事業について、その必要性や重要性等を勘案していく中で個別にそれぞれ検討していくべき事項ではないかと、そのように考えているところでございます。御理解をお願い申し上げる次第でございます。

○14番（青海俊伯君） ありがとうございます。ある程度結論的な答弁をいただいたので、これ以上押しても引いてもどうにもならないでしょうから、あとは予算の全容が見えてくる来年度の予算の特別委員会の中でしっかりと話しをさせていただくしかないわけですが、甚だ不満でありますということは言っておきます。

どうしても企画財政部長とかそれぞれ部長職になられる方というのは、現状の組織とか現状の論理というか、思考方法を守らなければならないというすごく保守的なというか、ものをお持ちで、特に公務員の方はやむを得ないのだろうという、預かっているのは公の税金ですから、あっちを立てるとこっちが立たないというのもあるかと思うけれども、先ほど言いましたように、どこかで、これだけ厳しい環境の中で皆さんが安心して——いろいろな子育て支援もやってくれることでしょう、いろいろなところからお話を伺っていますと、予算を楽しめる分もあります、だからこそ画竜点睛を欠くではありませんが、そこまでやってくれているのであれば、もう一歩踏み込んでいいのではないのかという気がしますよ、いろいろな意味で。

ちなみに、先ほどネットフェンスの件も、教育長はえらいですよ、私の方を真剣に見て、絶対に引かないぞという思いで目に力があつたから、真剣にやってくれているのだと思いますよ。ただ、総コストを見ると5800万円ですよ。すると議員2人で1500万円、3年間で4500万円、4年間それをこれに使えというのではないですよ。その分のお金はどこに行ってしまったのかというわけです。だから、私、今度予算審議のときに言うけれども、特定財源ではないけれども、この都のものというのは、予算がかかるものは何にどう使ったかと、ちゃんと一つ一つ完結しなかったら、ざるになってしまうという気がしてならない。その中で何に使うかというところで、ちょうちょうはっし意見を出し合って、議会としてまとまらなかったら、まとまらない、まとまったらまとまったでやればいいことであって、そういう意味では非常に余りいい答弁をもらえないのは最初からわかっていましたが、それにしましても、これからますます年度末に向かってきて、ことしの税込、ことしの収入が来年の税込へ跳ね返ってまいります。これだけ厳しい環境の中ですから、しっかりと少数精鋭でやっていかなければいけない、予算配分もしっかりやっていかなければいけないということですから、福生市のまちづくりを公務員の皆様方だけではやっていけないわけですよ。市長がいつも言うように支え手であるところのよき市民の皆さんと手を携えていかなければいけないわけだから、その意味でその人たちをがっかりさせるようなことはしないで、その人たちが「なるほどネットフェンスはつかなかったけれども、ことしは見送ったけれども、市長並びに三役が出している、総体として理事者側が出している一般会計予算についてはよくやったぞ」と言えるような予算をつくってくれ

ばいいですよ。口では尊敬しています。本当にもう感謝をしております。でも何にも  
しません、これではやはりどこかで支えてくれる人たちもいつの日か離れていってし  
まうから、それでは残念だから、あえてだれも言わないから一言言わせていただきま  
して、定刻となりましたので終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会とす
ることに決定いたしました。

なお、次回本会議は12月7日、午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後4時2分 延会